

条例	規則	その他の規程
<p>○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 平成12年条例第215号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p> 第一節 地球温暖化の対策の推進（第五条の二—第五条の六）</p> <p> 第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減</p> <p> 第一款 温室効果ガス排出量の削減（第五条の七—第八条の五）</p> <p> 第二款 登録検証機関（第八条の六—第八条の二十二）</p> <p> 第二節の二 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第八条の二十三—第九条）</p> <p> 第二節の三 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第九条の二—第九条の七）</p> <p> 第二節の四 削除</p> <p> 第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二—第十七条の二十三）</p> <p> 第三節 建築物に係る環境配慮の措置（第十八条—第二十五条）</p> <p> 第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第二十五条の二—第二十五条の八）</p> <p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策</p> <p> 第一節 自動車環境管理計画書（第二十八条—第三十三条）</p> <p> 第二節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策（第三十三条の二—第五十一条）</p> <p> 第三節 エコドライブ（第五十一条の二—第五十六条）</p> <p> 第四節 燃料規制等（第五十六条の二—第六十二条）</p> <p> 第五節 自動車の騒音及び振動対策（第六十三条—第六十七条）</p> <p>第四章 工場公害対策等</p> <p> 第一節 工場及び指定作業場の規制（第六十八条—第一百七条）</p> <p> 第二節 化学物質の適正管理（第一百八条—第一百十二条）</p> <p> 第三節 土壌及び地下水の汚染の防止（第一百十三条—第一百二十二条）</p> <p> 第四節 建設工事に係る規制（第一百二十三条—第一百二十五条）</p>	<p>○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 平成13年規則第34号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組（第三条—第十五条）</p> <p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策（第十六条—第二十一条）</p> <p>第四章 工場公害対策等（第二十二条—第七十四条）</p>	<p>その他の規程（告示、ガイドライン等）については現在改正作業中のため、2023年4月1日時点のものを掲載しております。</p>

第五節 特定行為の制限（第二百二十六条—第三百三十九条）

第六節 地下水の保全（第四百十条—第四百五十五条）

第五章 緊急時の措置

第一節 大気汚染緊急時の措置（第四百四十六条—第四百四十八条）

第二節 水質汚濁緊急時の措置（第四百四十九条・第五百十条）

第六章 雑則（第五百十一条—第五百七十七条）

第七章 罰則（第五百八条—第六十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

四 温室効果ガス 二酸化炭素その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める物質をいう。

第五章 緊急時の措置（第七十五条—第七十九条）

第六章 雑則（第八十条—第八十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 環境への負荷の低減の取組

（温室効果ガス）

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 メタン

二 一酸化二窒素

三 次に掲げるハイドロフルオロカーボン

ア トリフルオロメタン（別名HFC-23）

イ ジフルオロメタン（別名HFC-32）

- ウ フルオロメタン (別名HFC-41)
- エ 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン (別名HFC-125)
- オ 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134)
- カ 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134a)
- キ 1・1・2-トリフルオロエタン (別名HFC-143)
- ク 1・1・1-トリフルオロエタン (別名HFC-143a)
- ケ 1・2-ジフルオロエタン (別名HFC-152)
- コ 1・1-ジフルオロエタン (別名HFC-152a)
- サ フルオロエタン (別名HFC-161)
- シ 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (別名HFC-227ea)
- ス 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236fa)
- セ 1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ea)
- ソ 1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236cb)
- タ 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245ca)
- チ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245fa)
- ツ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (別名HFC-365mfc)
- テ 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (別名HFC-43-10mee)

四 次に掲げるパーフルオロカーボン

- ア パーフルオロメタン (別名PFC-14)
- イ パーフルオロエタン (別名PFC-116)
- ウ パーフルオロプロパン (別名PFC-218)
- エ パーフルオロシクロプロパン
- オ パーフルオロブタン (別名PFC-31-10)
- カ パーフルオロシクロブタン (別名PFC-c318)
- キ パーフルオロペンタン (別名PFC-41-12)
- ク パーフルオロヘキサン (別名PFC-51-14)
- ケ パーフルオロデカリン (別名PFC-91-18)

五 六ふっ化いおう

六 三ふっ化窒素

ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

四の四 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面の被覆の変化等により、地域的に地表及び大気の色度が高くなる現象をいう。

五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管により複数の建物に供給する仕組みをいう。

（知事の責務）

第三条 知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

2 知事は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を都民に公表しなければならない。

3 知事は、環境への負荷の低減及び公害の防止に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、自らが事業活動を行う場合には、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先してとるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（再生可能エネルギー）

第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

ない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(都民の責務)

第五条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第二章 環境への負荷の低減の取組

第一節 地球温暖化の対策の推進

(都内温室効果ガス排出状況の公表)

第五条の二 知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。

(事業者等との連携及び情報提供)

第五条の三 知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

(地球温暖化対策指針の作成)

第五条の四 知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づ

○平成 21 年東京都告示第 989 号（地球温暖化対策指針）

総則 第 1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 5 条の 4 第 1 項に基づき、温室効果ガス排出事業者（以下「事業者」という。）が取り組むべき地球温暖化の対策の推進体制の整備、温室効果ガス排出量の把握、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策報告書等を作成するための方法等について定めるものであり、東京都及び各事業者が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化の対策を継続的に推進することにより、東京都内の温室効果ガス排出量の確実な削減を実現することを目的とする。

(後略)

○地球温暖化対策指針（本文略） ※指針を参照のこと。

第 1 編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

き、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する前二項の措置について、協力するよう努めなければならない。

(勧告)

第五条の六 知事は、温室効果ガス排出事業者が、前条第一項の規定による地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減

(用語の定義)

第五条の七 この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 温室効果ガス排出量 温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。)を乗じて得た量をいう。

(温室効果ガス排出量の算定方法)

第三条の三 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一 二酸化炭素 一

二 メタン 二十五

三 一酸化二窒素 二九八

四 トリフルオロメタン 一万四千八百五 ジフルオロメタン 六

第4 計画的な地球温暖化の対策の推進

第8 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第4 継続的な地球温暖化の対策の推進

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第2 地球温暖化の対策の推進体制

第3 温室効果ガス排出量の把握

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第2 地球温暖化の対策の推進体制

第3 温室効果ガス排出量の把握

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第6 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第2 2 中小規模事業所の地球温暖化の対策における事業者間の協力

総則 第3 1 (4) 地球温暖化の対策の推進が著しく不十分な事業者への勧告

第1編 第6 6 知事の勧告等

第2編 第5 12 地球温暖化対策事業者等に対する勧告

百七十五	フルオロメタン	九十二
七	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	三千五百八
	2-テトラフルオロエタン	千百
九	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	千四百三十
十	1・1・2-トリフルオロエタン	三百五十三
十一	1・1・1-トリフルオロエタン	四千四百七十
十二	1・2-ジフルオロエタン	五十三
十三	1・1-ジフルオロエタン	百二十四十四
	フルオロエタン	十二
十五	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	三千二百二十
		十
十六	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	九千八百十
十七	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	千三百七十
十八	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	千三百四十
十九	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	六百九十三
	1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	千三十
二十一	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	七百九十四
二十二	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	千
	六百四十二	十三
	パーフルオロメタン	七千三百九十
二十四	パーフルオロエタン	一万二千二百
二十五	パーフルオロプロパン	八千八百三十
二十六	パーフルオロシクロプロパン	一万七千三百四十
二十七	パーフルオロブタン	八千八百六十
二十八	パーフルオロシクロブタン	一万三百
二十九	パーフルオロペンタン	九千百六十
三十	パーフルオロヘキサン	九千三百
三十一	パーフルオロデカリン	七千五百
三十二	六ふっ化いおう	二万二千八百
三十三	三ふっ化窒素	一万七千二百

(特定温室効果ガス)

二 特定温室効果ガス 温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。

三 その他ガス 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。

四 特定温室効果ガス排出量 特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。

五 その他ガス排出量 その他ガスに係る温室効果ガス排出量をい

第三条の五 条例第五条の七第二号に規定する規則で定める温室効果ガスは、二酸化炭素（燃料、熱又は電気（以下「燃料等」という。）の使用に伴って排出されるものに限る。）とする。

八 指定地球温暖化対策事業所 次に掲げる事業所をいう。

ア 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）

イ アの事業所に係る事業所区域の変更（第五条の八の二第二項に規定する事業所区域の変更をいう。次号において同じ。）があったときに、引き続き地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として同条第三項の規定により知事が指定する事業所

する事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。

二 建物等が、熱供給事業所である場合において、当該熱供給事業所と他の熱供給事業所とが熱を供給する導管を連結していること。

（指定地球温暖化対策事業所等）

第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合には、この限りでない。

一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの

ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号の持株会社をいう。以下この号において同じ。）であって、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。以下この号において同じ。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下この号において「特定中小企業」という。）である場合

イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小

ることを確認する必要がある。15kL 未満であることの確認は、原則として購買伝票又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

○条例

（エネルギー環境計画指針の作成）

第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー（以下「特定エネルギー」という。）を供給している事業者のうち規則で定めるもの（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「エネルギー環境計画指針」という。）を定めるものとする。

2及び3 （略）

○規則

（特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者）

第五条の二十二 条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。

2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者（同項第八号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。）とする。

企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合

ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合

四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会

六 個人

2 前項の事業所における原油換算エネルギー使用量には、住居の用に供する部分で使用され、又は駅において鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用されたものとして知事が認めるものを含まないものとする。

3 条例第五条の七第八号アに規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所（変電所を含む。）とする。

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含み、条例第五条の十

九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、次に掲げる事業所をいう。

ア 特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所

イ アの事業所に係る事業所区域の変更があったときに、引き続き特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として第五条の八の二第三項の規定により知事が指定する事業所

十 削減計画期間 都内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特定温室効果ガス排出量の削減の程度を知事が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。

十一 削減義務期間 各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度（第五条の十八の規定により終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までをいう。

十二 排出総量 一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量（一年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）の削減義務期間における合計をいう。

十三 基準排出量 一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。

十四 削減義務率 一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。

十五 削減義務量 削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。）に削減義務率（第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。

十六 排出削減量 削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

十七 義務充当 第五条の十一第一項第一号のその他ガス削減量又は同項第二号の振替可能削減量を同項の義務の履行に充てるものとして第五条の十九第一項に規定する削減量口座簿に記録することをいう。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等）

第五条の八 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

2 事業所を所有している事業者（当該事業者以外にも当該事業所の事

八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所にあつては当該変更された終了年度以前の年度を含む。）とする。

（削減計画期間）

第四条の三 条例第五条の七第十号に規定する規則で定める期間ごとの各期間は、平成二十二年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

（事業所の所有事業者等）

第四条の四 条例第五条の八第二項に規定する当該事業所の事業活動

業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。)は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該事業所が区分所有されている場合における当該事業所の管理組合法人(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項に規定する管理組合法人をいう。)
- 二 当該事業所が信託されている場合における当該信託の受益者
- 三 当該事業所を所有する事業者が特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新(以下この条及び第四条の二十一の四において「設備更新等」という。)に係る業務を委託されたもの
- 四 当該事業所が信託されている場合において、当該信託の受託者に対する当該事業所の設備更新等に係る指図の権限を当該信託の受益者から委託された者
- 五 当該事業所が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)第二条第二項に規定する特定事業の対象となった事業所である場合における当該特定事業に係る同条第五項の選定事業者
- 六 当該事業所の特定温室効果ガス排出量(次項の届出の日の属する年度の前年度の四月から当該届出の日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。)の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者(二以上の事業者(当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。)が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあつては、当該二以上の事業者)又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該事業所を所有している事業者との契約等により当該事業所の設備更新等の権限を有すると知事が認める者

2 条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者(以下「排出有責任者」という。)の届

出は、別記第一号様式による所有事業者等届出書に、事業所を所有している事業者の同意書及び前項各号に定める要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

3 前項の所有事業者等届出書には、当該届出書に係る排出有責任者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該排出有責任者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該排出有責任者の氏名及び住所が確認できないときあつては、当該排出有責任者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

- 一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所に係る既に提出された所有事業者等届出書の排出有責任者と前項の排出有責任者が同一である場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面
- 二 第二項の所有事業者等届出書に係る排出有責任者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

(特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出)

第四条の五 条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次の事項とする。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要
- 二 事業所において特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 三 前年度の原油換算エネルギー使用量
- 四 前年度の特定温室効果ガス年度排出量
- 五 前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）及び燃料等の使用量
- 六 事業所の使用が開始された日

2 条例第五条の八第二項の規定による特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出は、毎年度十月末日までに、別記第一号様式の二による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書に、知事が別

○平成 21 年東京都告示第 1234 号（平成 21 年 8 月 31 日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の五第二項、（中略）

3 知事は、前条第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

4 知事は、第一項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者（第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあつては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（事業所区域の変更）

第五条の八の二 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域は、第五条の七第六号の規定にかかわらず、その指定の後に事業所の分割（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が減少することをいう。以下「事業所分割」という。）又は事業所の統合（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が増加することをいう。以下「事業所統合」という。）があつても変更がないものとする。ただし、事業所統合に係る建物等が、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

2 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所に事業所分割又は事業所統合（前項ただし書に規定する場合を除く。以下「事業所区域の変更」という。）があつたときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、新たな指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定をし、又はその指定を取り消すべきことを、当該指定又は指定の取消しに係る全ての事業所の所有事業者等であつて規則で定める者と連名で（指定地球温暖化対策事業者と当該規則で定める者とが合わせて一の者となる場合にあつては単独で）、事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとの前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請することができる。

に定める様式による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を添えて行わなければならない。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等の通知）

第四条の六 条例第五条の八第四項の規定による通知は、指定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあつては別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書、特定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあつては別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書によるものとする。

（事業所区域の変更）

第四条の六の二 条例第五条の八の二第一項ただし書の規則で定める要件は、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当しない建物等であることとする。

2 条例第五条の八の二第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所に係る全ての指定地球温暖化対策事業者
- 二 事業所区域の変更の後の事業所（第四項第一号又は第二号の事業所に該当するものを除く。）に係る所有事業者等（前号に該当するものを除く。）

3 条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、事業所区域の変更があつた年度の翌年度以降であつて、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の四の二による事業所区域変更申請書に、次に掲げる事項を記載した知事が別に定める様式による事業所区域変更確認書及び事業所区域の変更の内容を証する書類を添えて行わなければならない。

- 一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要及び事業所の区域
- 二 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとに次に掲げる事項
 - ア 前年度の原油換算エネルギー使用量

に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。
（後略）

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、事業所区域の変更があったと認めるときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあつては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第三項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定によりとるべき措置を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、当該措置に係る事業所を所有している事業者（前条第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあつては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第五条の九 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

イ 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

ウ ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点

三 事業所区域の変更の事由及びその変更が生じた日

4 条例第五条の八の二第三項の規則で定める事業所は、次に掲げる事業所を除く事業所とする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所

二 前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所

5 条例第五条の八の二第三項の規則で定める場合は、新たな指定を受ける事業所の区域に、事業所区域の変更の前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所の区域の全部又は一部が含まれる場合とする。

6 条例第五条の八の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

一 指定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書

二 特定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書

三 第四項各号に掲げる事業所に該当し、新たな指定をしない事業所がある場合 別記第一号様式の四の三による指定地球温暖化対策事業所非該当通知書

四 事業所区域の変更が生じていないと認める場合 別記第一号様式の四の四による事業所区域変更非該当通知書

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第四条の七 条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によらなければならない。ただし、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった日から三十日以内に、次に掲げる行為を行う場合にあつては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該各号の規定による変更の届出に代えることができる。

一 条例第五条の八の二第二項の規定による申請

二 条例第五条の十第一項の規定による届出

三 条例第五条の十三第三項の規定による申請

四 条例第五条の十四第一項の規定による申請

五 条例第五条の十五第一項の規定による申請

- 一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
 - 二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地
 - 三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 2 指定地球温暖化対策事業者の変更があつた場合において、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「新事業者」という。）は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつた場合において、新事業者から、当該変更の前の特定温室効果ガス排出量（第六条の規定により知事に提出されている排出量を除く。以下この条において「前事業者排出量」という。）が把握できない旨の申請があり、かつ、知事がこれをやむを得ないものと認めたときは、知事は、当該変更の前の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「前事業者」という。）に対し、前事業者排出量の報告を求めすることができる。
- 4 前事業者は、前項の規定により前事業者排出量の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、これを知事に報告しなければならない。

（指定の取消し）

第五条の十 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。
- 二 指定地球温暖化対策事業所が、当該事業所における事業活動の規模が著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したとき。

六 条例第六条の規定による提出

- 2 条例第五条の九第二項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い排出有責任者の届出を行う場合にあつては、当該届出において知事に提出する別記第一号様式による所有事業者等届出書に、当該変更の旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。
- 3 条例第五条の九第三項の規定による申請は、同項の届出に係る変更があつた日から六十日以内に、別記第一号様式の七による前事業者排出量把握申請書により行わなければならない。
- 4 条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 年度ごとの前事業者排出量（知事が報告を求める年度に限る。）
- 5 知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を、新事業者に対し通知するものとする。

（指定の取消し）

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書により行わなければならない。

- 一 条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合 同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日（当該廃止又は休止が、当該廃止又は休止の日の属する年度の四月一日から八月末日までの間に行わ

○平成 21 年東京都告示第 1234 号（平成 21 年 8 月 31 日）（再掲）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の五第二項、（中略）に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。

（後略）

- 三 指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の規定に基づく届出を行った後、再度当該各号に該当することとなった指定地球温暖化対策事業者にあつては、当該各号の規定に基づく届出を行うことを要しない。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指定を取り消すものとする。
- 一 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)が第一項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定
 - 二 特定地球温暖化対策事業所が第一項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

- れた場合にあつては、当該年度の九月末日)
- 二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号の規模の縮小があつた年度の翌年度の九月末日
- 三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号の期間の最後の年度の翌年度の九月末日
- 2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日(同項第一号に該当する場合にあつては、同号の廃止又は休止の日)の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合(特定地球温暖化対策事業所が同号に該当する場合であつて、条例第五条の十八第一項第二号の規定により当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者が選択する削減義務期間の終了年度が同号イの年度である場合を除く。)又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合にあつては、当該検証の結果を添付することを要しない。
- 3 条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。
- 一 前年度の原油換算エネルギー使用量が、千キロリットル未満であること。
 - 二 事業所のうち第四条第一項各号に掲げる者が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上であること。
- 4 条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める期間は、三箇年度とする。
- 5 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十による指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

三 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

四 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

一 当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定される量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(以下「その他ガス削減量」という。)について、義務充当が行われたときは、その量

(義務履行期限)

第四条の九 条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の翌々年度の九月末日とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める日とする。

一 条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合 同条の規定により知事が認めた日の翌日から起算して百八十日を経過した日

二 削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合(特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。) 当該決定、変更、減少又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

2 知事は、前項第二号の場合において、条例第五条の十七の規定による削減量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十の二による排出総量・削減義務量手続完了通知書により通知するものとする。

(その他ガス削減量)

第四条の九の二 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める期間は、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあつては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあつては直前の削減計画期間の開始の日から、その他

ガス削減量を発行する日においてその算定が可能な期間の終了の日までとする。

- 2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度、平成二十七年度及び令和二年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。
- 3 前項のその他ガス年度排出量の算定方法は、第三条の三の規定にかかわらず、別に定めるところにより特定地球温暖化対策事業者が知事に申請した方法に対し、別に定める基準に基づき知事が適切と認めることにより決定する方法とする。
- 4 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める量は、第二項の規定により算定する量に、二分の一を乗じて得た量とする。

○その他ガス削減量算定ガイドライン

第2部第1章 1（3）基準排出量の算定

平成14年度から平成20年度までのいずれか連続する3年度を対象に次の算定を行う。この期間はその他ガス削減量を申請する者が選択するものであり、特定温室効果ガスの基準排出量を算定する期間と異なっても良い。（中略）

ただし、事業所の使用開始時期が平成18年度の途中である場合については、基準排出量の算定期間を2年度と、事業所の使用開始時期が平成19年度の途中から平成20年度までの場合については、基準排出量の算定期間を1年度とすることができる。なお、事業所の使用開始時期が平成20年度の途中であるものについては、平成20年度の排出実績を基準排出量とし、1年間を通して使用されていた場合に想定される排出量に換算することはできない。

第2部第2章 2（2）算定対象排出活動

その他ガスに関する排出活動であって、削減量の算定を行う事業所範囲内において、削減活動により排出量が削減又は増加する排出活動を算定対象排出活動として抽出する。なお、削減活動と一体的に行われる排出活動であるが削減活動により排出量が増減しないものは、削減活動により増減する排出活動と一体的にモニタリングを行う場合に限り算定対象排出活動に含めてよい。

これに加え、削減活動の実施に伴い、事業所外で新たに発生する排出活動（エネルギー起源CO₂の排出活動を除く。）も算定対象年度の算定対象排出活動に含めるものとする（基準排出量の算定対象排出活動には含めない）。（中略）

排出活動の抽出に当たっては、自らの事業所において行われている当該排出活動の全てを対象とし、例えば複数設置されている焼却炉の一部のみを対象とするなど、同一排出活動の一部分のみを対象とすることはできない。また、同じ排出活動から複数種類の温室効果ガスが排出される場合には、それらをまとめて対象としなければならない。

第2部第3章 モニタリング方法

（略） ※ガイドラインを参照のこと。

第3部第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

- （1）削減義務にその他ガス削減量を充当したい事業者がモニタリング計画を作成し、その承認を受ける場合の手続は次のとおりとする。

二 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）

（振替可能削減量）

第四条の十 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 超過削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の開始の日から当該超過削減量を取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

二 都内削減量、都外削減量及び環境価値換算量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあつては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあつては直前の削減計画期間の開始の日から、都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量を取得する日においてそれらの算定が可能な期間の終了の日まで

三 前期超過削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の直前の削減計画期間の開始の日から前期超過削減量を発行し、又は取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

四 その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものの 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間

ア 事業者がモニタリング計画を作成する。

イ 事業者は、モニタリング計画に必要事項が記載されているか、算定範囲及び算定方法の考え方が妥当か、モニタリング方法は原則に沿った考え方か、提出されたモニタリング計画に基づく検証が可能かどうかなど、本ガイドラインの要求事項への適合性に対し、登録検証機関の有効化検証を受ける。ただし、削減計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく次の削減計画期間に適用する場合を除く。

ウ 事業者はモニタリング計画を必要に応じて修正し、有効化検証の後モニタリング計画を東京都に申請する。なお、この申請は、算定対象年度の前年度 12 月末日又は特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた日から 90 日後のいずれか遅い日までに行うこと。

エ 東京都は必要に応じて当該モニタリング計画に係る排出活動の専門家への意見聴取を行い、モニタリング方法の原則のうち、算定方法及びデータ計測方法の科学的妥当性を確認する。（中略）

オ 登録検証機関の有効化検証の結果と必要に応じ専門家への意見聴取結果を受け、モニタリング計画の必要事項が満たされているかを確認し、東京都が承認を行う。

カ（略）

が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

五 その他削減量のうち第四条の十三第三号に規定する連携県等削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日以降の知事が別に定める日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日から、その他削減量のうち第四条の十三第三号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、いずれの振替可能削減量についても一とする。

3 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定するウ及びカのうち規則で定める量は、都外削減量とする。

4 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める上限の量は、削減義務量に三分の一を上限として知事が別に定める値を乗じて得た量とする。

(超過削減量)

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量及び規則で定める上限の量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量とする。

一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の二分の一を上限とする。)

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量

(都内削減量)

第四条の十一の二 条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量の発行が可能な期間(都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該

ア 超過削減量(排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(規則で定める量を上限とする。)をいう。以下同じ。)

イ 都内削減量(指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等(事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下この節及び次節において同じ。)(当該事業所等に係る第八条の二

○平成 24 年東京都告示第 530 号(平成 24 年 3 月 29 日)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の十第一項第五号の知事が別に定める日、(中略)を次のように定める。

一 規則第四条の十第一項第五号の平成二十二年四月一日以降の知事が別に定める日は、平成二十三年四月一日とする。

二 規則第四条の十第一項第五号の直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日は、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十七年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十三年四月一日、平成三十二年以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日とする。

三から七まで (略)

○平成 21 年東京都告示第 987 号(平成 21 年 6 月 26 日)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)第四条の十第四項に規定する知事が別に定める値を次のように定める。

三分の一

○都内中小クレジット算定ガイドライン

第 2 部第 3 章 2 (5) 発行可能期間

都内中小クレジットは、原則として、削減対策の実施年度又はその翌年度から 5 年間発行することができる。なお、削減対策の実施年度とは、工

十三の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。)における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

ウ 都外削減量(規則で定める都外の事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。)内において都内削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。

- 一 都内削減量を算定する事業所等について、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量から算定年度の特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量
- 二 特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策又は知事が特に認める対策のうち都内削減量を算定する事業所等において実施されているすべての対策(知事が別に定める年度以降に実施されたものに限る。)について、当該対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量を合計した量

(都外削減量)

第四条の十一の三 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

- 一 知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量)が十五万トン以下であること。
- 二 前号の基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合すること。
- 三 都外削減量に係る特定温室効果ガス年度排出量の削減量について、第四条の十三第三号アに規定する連携県等削減量又は連携県外削減量(都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものをいう。)として同号に規定する連携県口座等に記録されるための連携県等の長への申請、届出その他の行為がされていないこと。

2 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所における超過削減量の算定方法に準じて知事が別に定める方法により算定する量とする。

事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。

第2部第3章 4 認定基準の詳細

※表 2.4 認定基準に、「特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策」及び「対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法」についての規定がある。

※詳細は、ガイドラインを参照のこと。

第2部第2章 2 (1) 基準排出量の算定

基準排出量は、削減対策の実施年度の直近3か年度(削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度)の中から、自ら選択した単年度を基準年度として、当該年度の特定温室効果ガス排出量の実績値とする。

○都外クレジット算定ガイドライン

第2部第3章 2 (2) 基準年度の決定

基準年度は次のアからウまでに基づき決定する。(中略)

ア 都外クレジットの算定開始年度が平成22(2010)年度の事業所の場合

この場合の基準年度は、平成14(2002)年度から平成19(2007)年度までの間のいずれか連続する3か年度のうちから、都外クレジットを算定する事業者が選択する年度とする。

(後略) ※ガイドラインを参照のこと。

○基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン

第3章 運用管理基準

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○平成24年東京都告示第530号(平成24年3月29日)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)(中略)、規則第四条の十一の三第一項第三号(中略)の知事が別に定めるもの(中略)を次のように定める。

一及び二 (略)

三 規則第四条の十一の三第一項第三号の都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものは、埼玉県地球

エ 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、規則で定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として規則で定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）を規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

（環境価値換算量）

第四条の十二 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用に用いられるものに限る。

2 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有している量とする。

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じて得た量（第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
電気に係	電気等環境価	電気の千キロワット時当たりの使用

温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第十一条第一項の規定に基づく埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（以下「埼玉県指針」という。）別表第五の表二の項(三)の県外削減量とする。

四から七まで （略）

○都外クレジット算定ガイドライン

第2部第3章 削減量の算定

（略） ※ガイドラインを参照のこと。

○平成21年東京都告示第988号（平成21年6月26日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の十二第一項及び第四条の十三第二号に規定する知事が別に定める発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電を次のように定める。

一 太陽光、風力又は地熱を原動力とする発電

二 水力を原動力とする次のイ及びロに掲げる発電で、千キロワット以下のもの

イ ダム式又はダム水路式のもの（発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。）

ロ 水路式のもの

三 バイオマス（木材パルプの製造の際に生ずる廃液を除く。以下同じ。）を熱源とする熱を原動力とする発電で、バイオマス及び規則第三条の二に規定する化石燃料等を熱源とする熱の合計の量に占めるバイオマスを熱源とする熱の量の割合が百分の九十五以上であるもの

四 太陽光の熱利用

○平成21年東京都告示第1236号（平成21年8月31日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の十二第三項及び別表第一に規定する知事が別に定める係数等を次のように定める。

（電気等環境価値保有量から特定温室効果ガス排出量の削減量への換算に係る係数）

第一条 規則第四条の十二第三項の表電気に係る電気等環境価値保有量の項第三欄中知事が別に定める係数は、〇・四八九とする。

2 規則第四条の十二第三項の表熱に係る電気等環境価値保有量の項第三欄中知事が別に定める係数は、〇・〇六〇とする。

オ 前期超過削減量(当該削減義務期間より前の削減義務期間における超過削減量をいう。以下同じ。)

カ その他削減量(この条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量(この条例以外で認められた電気等環境価値保有量をエに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量を含む。)のうち、規則で定めるものに限る。以下同じ。)

る電気等環境価値保有量	値保有量(千キロワット時で表した量をいう。)	に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数
熱に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量(ギガジュールで表した量をいう。)	熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数

(その他削減量)

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次の量とする。ただし、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除くものとする。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「旧特別措置法施行規則」という。)第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

三 振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるもの(以下「連携県等」という。)における口座等(以下「連携県口座等」という。)に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの(以下「連携県等削減量」という。)

ア 基準排出量が十五万トン以下であって、条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

イ 都内削減量

○平成 21 年東京都告示第 988 号(平成 21 年 6 月 26 日)(再掲)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の十二第一項及び第四条の十三第二号に規定する知事が別に定める発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電を次のように定める。

- 一 太陽光、風力又は地熱を原動力とする発電
- 二 水力を原動力とする次のイ及びロに掲げる発電で、千キロワット以下のもの
 - イ ダム式又はダム水路式のもの(発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。)
 - ロ 水路式のもの
- 三 バイオマス(木材パルプの製造の際に生ずる廃液を除く。以下同じ。)を熱源とする熱を原動力とする発電で、バイオマス及び規則第三条の二に規定する化石燃料等を熱源とする熱の合計量に占めるバイオマスを熱源とする熱の量の割合が百分の九十五以上であるもの
- 四 太陽光の熱利用

○環境確保条例施行規則第 4 条の 13 第 2 号に規定する「知事が認める機関」の基準(平成 22 年 3 月 11 日付 21 環都総第 600 号)(最終改正:平成 30 年 3 月 29 環地総第 726 号)

3 基準

基準は、認証機関になろうとする者(以下「認証機関希望者」という。)が、次に掲げる全ての要件を満足することとする。

(1) 電気等環境価値保有量の認証(以下「環境価値認証」という。)の基準が、東京都が電気等環境価値保有量の検証に求める水準以上のものであること。

(2) 公平、中立な外部専門家により環境価値認証に係る業務の監査等が

行われる体制を有すること。

(3) 必要に応じて有識者の意見を聴取する体制を有すること。

(4) (1) から (3) までの要件を満足する状況において、環境価値認証の業務の経験が通算して2年以上あり、かつ、環境価値認証に係る発電設備又は熱利用設備の認定の業務の経験が30件以上あること。ただし、認証機関から環境価値認証の業務を譲り受けた認証機関希望者（認証機関について相続、合併又は分割があった場合において、当該認証機関から環境価値認証の業務を承継した者を含む。）にあつては、この限りでない。

(5) 環境価値認証の業務を行う主たる事務所が、都内にあること。

(6) 法人であること。

(7) 認定の取消し（6（1）オに該当したことによるものを除く。）があった場合にあつては、当該取消しの日から2年を経過していること。

○平成30年東京都告示第1621号（平成30年11月30日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定を次のとおり認定した。

一 認定した機関の名称	一般財団法人日本品質保証機構
二 代表者の氏名	理事長 小林 憲明
三 主たる事務所の所在地	千代田区神田須田町一丁目二十五番地
四 認証業務を行う事務所の所在地	千代田区神田須田町一丁目二十五番地 J R 神田万世橋ビル
五 認定年月日	平成三十年十月十五日

○平成24年東京都告示第530号（平成24年3月29日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）（中略）第四条の十三第三号の知事が別に定めるもの（中略）を次のように定める。

一から三まで （略）

四 規則第四条の十三第三号の振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるものは、埼玉県とする。

五 規則第四条の十三第三号の振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものは、次のとおりとする。

(一) 埼玉県指針第三 一の基準排出量が十五万トン以下であつて、埼玉県指針別表第五（以下「別表第五」という。）の排出削減量に、別表第五の表一の項及び二の項の量を加え、別表第五の表三の項の量を減じて得た量を、別表第五の排出削減目標量以上としたこと（以下「排出

- 三 特定地球温暖化対策事業者が、自らの特定地球温暖化対策事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減義務期間におけるこの項の義務の履行に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量
- 2 特定地球温暖化対策事業者は、前項の義務を履行するに当たっては、振替可能削減量の取得に優先して、当該特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。
- 3 義務充当が行われた振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

(振替可能削減量の連携県口座等への移転)

第四条の十三の二 連携県口座等への条例第五条の十一第一項第二号の移転は、次に掲げる振替可能削減量に限り、行うことができるものとする。

- 一 条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量
- 二 都内削減量
- 三 その他削減量のうち連携県等削減量

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項の規則で定める用途は、次の表の上欄に掲げる電気等環境価値保有量又は温室効果ガス排出量の削減量の区分に応じ、当該下欄に掲げる用途とする。

<p>一 環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量</p>	<p>ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)第六条の規定による<u>基準利用量の減少及びこれに類するものとして知事が指定する用途</u></p> <p>イ 第四条の十三第二号の知事が認める機関が認証した電気等環境価値保有量についての条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てること以外の用途</p> <p>ウ 連携県等における温室効果ガス排</p>
---	--

削減目標量の達成」という。)を埼玉県知事が確認した事業所における別表第五の表二の項(一)の超過削減量
 (二) 別表第五の表二の項(二)の県内削減量
 六及び七 (略)

○平成24年東京都告示第530号(平成24年3月29日)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)(中略)第四条の十四第一項の表一の項及び二の項下欄の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施並びに同項上欄の知事が別に定める振替可能削減量を次のように定める。

一から五まで (略)

六 規則第四条の十四第一項の表一の項下欄ウ及び同表二の項下欄の連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施は、排出削減目標量の達成とする。

七 規則第四条の十四第一項の表二の項上欄の連携県等と重複して利用する可能性があるものとして知事が別に定める振替可能削減量は、都外削減量とする。

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量（第五条の十三第一項第四号の規定により定める場合を除く。）、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者（以下「登録検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

（削減義務率）

第五条の十二 削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

	出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施
二 連携県等と重複して利用する可能性があるものとして知事が別に定める振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量	連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施

2 電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者であって、同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営む者（以下この項において「特定事業者」という。）が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量（環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。）を当該特定事業者の発電所（変電所を含む。）に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五 条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合
一 第一区分事業所（主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成さ	（一）次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める	百分の八

○削減義務実施に向けた専門的事項等検討会設置要綱（最終改正：令和4年8月3日付4環気総第46号）

○平成21年東京都告示第1666号（平成21年12月25日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の十六の表一の部（一）の項イに規定する知事が別に定める基準となる期間（以下「基準期間」という。）を次のように定める。

一 基準期間は、次のアからエまでに掲げる事業所の区分に応じ、当該ア

<p>れる事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。)</p> <p>ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所</p> <p>イ 官公庁の庁舎</p> <p>ウ 百貨店、飲食店その他の店舗</p>	<p>基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満であるもの（以下「自己熱源事業所」という。）</p>		<p>からエまでに掲げる期間とする。</p> <p>ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第五条の十三第一項第一号に掲げる事業所 規則第四条の十七第一項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度）の期間</p> <p>イ 条例第五条の十三第一項第二号に掲げる事業所（同号アの量を選択したものに限る。） 規則第四条の十七第二項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度）の期間</p> <p>ウ 条例第五条の十三第一項第二号に掲げる事業所（同号イの量を選択したものに限る。） 削減義務期間の開始の年度の三箇年度前から前年度までの期間</p>
<p>エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設</p> <p>オ 学校その他の教育施設</p> <p>カ 病院その他の医療施設</p> <p>キ 社会福祉施設</p> <p>ク 情報通信施設</p> <p>ケ 美術館、博物館又は図書館</p> <p>コ 展示場</p> <p>サ 集会場又は会議場</p> <p>シ 結婚式場又は宴会場</p> <p>ス 映画館、劇場又は観覧場</p> <p>セ 遊技場</p> <p>ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設</p> <p>タ 公衆浴場又は温泉保養施設</p> <p>チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館</p> <p>ツ 競馬場、競輪場、</p>	<p>ロ ㊦以外のもの</p>	<p>百分の六</p>	<p>エ 条例第五条の十三第一項第三号に掲げる事業所 条例第五条の八の二第二項の規定により指定地球温暖化対策事業者が申請を行った年度の前年度の期間。ただし、当該期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が算定できない場合にあっては、当該申請を行った年度の期間とする。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる事由による他人から供給された熱の利用の程度の変更（以下「変更」という。）があった場合は、変更があった年度の削減義務率に係る基準期間は変更があった年度の期間と、変更があった年度の翌年度以降の削減義務率に係る基準期間は変更があった年度の翌年度の期間とする。</p> <p>ア 規則第四条の十九第一項に規定する状況の変更</p> <p>イ 自らの事業所における熱源機器の増加若しくは減少又はその利用の停止</p> <p>○特定地球温暖化対策事業所における事業所の区分の決定要綱（最終改正；平成 27 年 5 月 1 日付 27 環地総第 83 号） （総則）</p> <p>第 1 条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 5 条の 7 第 9 号に規定する特定地球温暖化対策事業所（以下「事業所」という。）</p>

小型自動車競走場 又はモーターボート競走場 テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。） ト トラクターミナル ナ 刑務所又は拘置所 ニ 斎場 ヌ 駐車場		
二 第二区分事業所（一以外の事業所をいう。以下同じ。）		百分の六

について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の16に規定する第一区分事業所と第二区分事業所の区分（以下「区分」という。）を決定するために必要な事項について規定する。

（後略） ※決定要綱を参照のこと。

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所、事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所（以下「新指定事業所」という。）であって平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの及び知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所（平成二十六年まで特定地球温暖化対策事業所に該当し、平成二十七年度以後に同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。）（以下「第一期該当事業所」という。）にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事務所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	百分の十七	百分の八

	(二) (一) 以外のもの	百分の十五	百分の六
二 第二区分事業所		百分の十五	百分の六

3 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア イ 告示第五条第一項第一号イ ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。）	百分の四
二 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの。ただし、ア及びオにあつては、東京都が当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者である場合を除く。 ア 告示第五条第一項第一号エ イ 告示第五条第一項第一号キ ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント以上十五パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。） エ 告示第五条第一項第二号エ	百分の二

オ 告示第五条第一項第二号オ	
カ 告示第五条第一項第二号カ	
キ 告示第五条第一項第二号キ	
ク 告示第五条第一項第二号ク	

4 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令和二年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第三期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分 事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	百分の二十七	百分の十七
	(二) (一)以外のもの	百分の十五	百分の十五
二 第二区分事業所		百分の十五	百分の十五

5 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの第三期削減義務率は、同項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、百分の二を減じて得た割合とする。

(基準排出量)

第四条の十七 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量)とする。

(基準排出量の決定)

第五条の十三 知事は、特定地球温暖化対策事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする。

- 一 最初の削減計画期間の開始の前日に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所（第四号に該当する場合を除く。） 最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量
- 二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所(次号 又は第四号に該当する場合を除く。) 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する

○総量削減義務と排出取引制度における医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン

4 緩和措置の程度 ※ガイドラインを参照のこと

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
第3部第1章 1 (3) 排出量が標準的でないと知事が認める年度 (略) ※ガイドラインを参照のこと。

量

ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として、当該事業所の特例を勘案して規則で定める方法により算定する量(当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。)

イ 事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

2 条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量)とする。ただし、特定地球温暖化対策事業所であつて燃料等の供給を主たる事業とする事業所に限り、本文の特定温室効果ガス年度排出量を、当該事業に係る燃料等の量(燃料の供給を主たる事業とする事業所にあつては、当該事業所が供給する燃料の量に当該燃料の一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量とする。)に、別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分に応じた排出係数を乗じて得た量に代えることができる。

3 条例第五条の十三第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所の用途別に当該用途における特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標(以下「排出活動指標」という。)の当該特定地球温暖化対策事業所における値(以下「排出活動指標値」という。)に、事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値一単位当たりの特定温室効果ガス年度排出量として知事が別に定める値(以下「排出標準原単位」という。)を乗じて得た量とする。

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

第3部第1章 1 (3) 排出量が標準的でないと知事が認める年度
(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

※詳細な算定方法については今後ガイドラインに掲載予定

第3部第1章 2 (4) 排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間 第3計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター 610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他 上記以外	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

三 第五条の十第一項第二号に規定する要件（規則で定めるものに限る。以下この号において「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）に該当した事業所を除く。）であって、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 前号アに規定する量

イ 前号イに規定する量

ウ 削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量（知事が別に定める期間において次条第一項に規定する状況の変更があったときは、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量）

四 事業所区域の変更に伴い新たに特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所 当該特定地球温暖化対策事業所の区域に含まれる事業所区域の変更の前の各事業所の区域における標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量を合計した量

2 基準排出量は、前項各号に定める方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。

3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

一 算定した基準排出量

二 第一項第二号及び第三号の事業所にあつては、これらの号に規定する選択の内容

三 前二号に定めるもののほか、基準排出量の算定に必要な事項として規則で定める事項

4 条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める要件は、第四条の八第三項第二号に該当することとする。

5 条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する規則で定める方法は、第四条の十九第六項に定める方法とする。この場合において、同項中「当該状況の変更の前の基準排出量」とあるのは、「削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量」とする。

6 条例第五条の十三第一項第四号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の二に定めるとおりとする。

（基準排出量の決定の申請）

第四条の十八 条例第五条の十三第三項の規定による申請は、最初の削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要

二 特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量

三 前号の特定温室効果ガス年度排出量のうちに、排出量が標準的

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

※詳細な算定方法については今後ガイドラインに掲載予定

○平成 21 年東京都告示第 1234 号（平成 21 年 8 月 31 日）（再掲）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の五第二項、（中略）に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。

（後略）

4 前項の規定にかかわらず、第五条の八の二第二項の規定による申請を行う者の場合にあつては、当該申請を行う者が、当該申請と併せて前項の申請書を、規則で定めるところにより知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

5 知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第五条の十四 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策

でない年度がある場合にあつては、その旨及びその理由

四 排出活動指標の種類及び排出活動指標値（条例第五条の十三第一項第二号及び第三号の事業所の場合に限る。）

五 第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3 条例第五条の十三第四項の規定による申請は、事業所区域の変更の後の事業所のうち特定地球温暖化対策事業所として指定を受けるべき事業所ごとに作成した別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、第一項の基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

4 条例第五条の十三第五項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。

(基準排出量の改定)

第四条の十八の二 知事は、別表第一に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法、排出標準原単位その他の基準排出量の算定の基礎となる事項の変更（以下この項において「算定基礎事項の変更」という。）に伴い条例第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（条例第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量に変更された場合にあつては、直近の変更後の量。以下「既決定基準排出量」という。）が、条例第五条の七第十三号に規定する特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量として適正な量でなくなつたと認めるときは、条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の算定及び変更の方法を踏まえ、当該算定基礎事項の変更の内容及び次項の規定による申請の内容に応じて知事が別に定める方法により算定した量を条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量として改めて定めるものとする。

2 知事は、前項の規定による基準排出量の決定（以下「基準排出量の改定」という。）を既決定基準排出量に係る特定地球温暖化対策事業者からの申請により行うものとする。

3 前項の規定による申請は、別記第一号様式の十二の二による基準排出量改定申請書により行うものとする。

4 知事は、基準排出量の改定を行ったときは、遅滞なく、別記第一号様式の十二の三による基準排出量改定通知書により、第二項の特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況

○平成 26 年度東京都告示第 1410 号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の十八の二第一項の規定により、平成二十二年度から始まる削減計画期間（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第五条の七第十号の削減計画期間をいう。以下同じ。）（以下「第一期」という。）の基準排出量を決定している事業所について、平成二十七年度から始まる削減計画期間（以下「第二期」という。）の最初に適用される基準排出量（以下「第二期基準排出量」という。）を改めて定めるので、この場合において用いる規則第四条の十八の二第一項に規定する知事が別に定める方法（以下「基準排出量改定方法」という。）を次のように定める。（後略）

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン

事業所について、特定地球温暖化対策事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しいものとして規則で定める状況の変更があったときは、規則で定めるところにより、基準排出量の変更を知事に申請しなければならない。

の変更のうち、熱供給事業所以外の特定地球温暖化対策事業所における状況の変更は、次に掲げる変更により特定温室効果ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が特定地球温暖化対策事業所の基準排出量の百分の六以上となる変更とする。

- 一 特定地球温暖化対策事業所の床面積の増加又は減少
- 二 特定地球温暖化対策事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- 三 特定地球温暖化対策事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱ごとの供給する先の建物又は施設の床面積の合計(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3 条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度(以下この条において「状況変更年度」という。)の翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要
- 二 状況の変更の内容
- 三 基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量の算定の結果
- 四 前号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

4 第六項第三号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量を算定する場合(特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更があった場合に限る。)において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第三号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第三号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定め

第3部第2章 基準排出量の変更

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○平成21年東京都告示第1234号(平成21年8月31日)(再掲)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の五第二項、(中略)に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。

(後略)

2 知事は、前項の状況の変更があったことを認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量を、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量に変更するものとする。

るところにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。

5 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があった日の属する月が三月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から次の状況変更年度の前年度までとする。

6 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があった部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号及び第四号の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が二月である場合にあっては、一とする。）を十二で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

一 当該事業所の特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値一単位当たりの当該事業所における過去の特定温室効果ガス年度排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量

二 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量

三 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した特定温室効果ガス年度排出量

四 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の特定温室効果ガス年度排出量を推計した量

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（再掲）

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間 第3計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所（官公庁の庁舎）	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 （データセンター 610）	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 （食品関係 225）	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 （理系大学等 95）	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 （冷蔵倉庫等 90）	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]

3 知事は、前項の規定により基準排出量を変更したときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。

2 特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。

3 知事は、特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなったことを認めたときは、その認めた日の属する年度の翌年度に、その認定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定め

7 条例第五条の十四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により行うものとする。

8 知事は、条例第五条の十四第一項の申請があった場合において、基準排出量を変更しないときは、当該申請に係る特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により通知するものとする。

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで(条例第五条の八の二第三項の規定による指定があった年度にあっては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、前項の申請を行った年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度（条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）までとする。

3 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める値は、次に掲げる特定地球温暖化対策事業所の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所（次号の事業所を除く。） 第四条の十六各項に規定する削減義務率の四分の三

二 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六各項に規定する削減義務率の二分の一

4 知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合することを認め、又は認めないときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十六による優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書により通知するものとする。

5 条例第五条の十五第四項による通知は、別記第一号様式の十七によ

工場その他 上記以外	床面積[㎡]	排出実績値の95%
---------------	--------	-----------

○優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第一区分事業所）

1（1）目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第5条の15第1項の規定に基づき、対策の推進の程度が特に優れた事業所（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の16の表に規定する第一区分事業所に限る。）の基準を定めることを目的とする。

（後略） ※認定基準を参照のこと。

○優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準（第二区分事業所）

（略） ※認定基準を参照のこと。

るところにより、その旨を当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

(基準適合の検証)

第五条の十六 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

(災害時等における特例)

第五条の十七 知事は、災害その他やむを得ない事情により、特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行することが特に困難と認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業者の特定地球温暖化対策事業所の削減義務量を減少させることができる。

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 知事は、特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更し、削減義務量を当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更するものとする。

一 第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度(同号に該当する年度と同項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があった年度(以下この条において「規模縮小年度」という。)の翌年度又は同項第三号に規定する期間の最後の年度(以下この条において「最後の年度」という。)の翌年度とが同一の年度となる場合にあつては、次号又は第三号に規定するところによる。)

二 第五条の十第一項第二号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(規模縮小年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあつては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 規模縮小年度の前年度

イ 規模縮小年度

ウ 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度

三 第五条の十第一項第三号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(最後の年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に

る優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により行うものとする。

(削減義務期間の変更等の通知)

第四条の二十一 知事は、条例第五条の十八の規定により、削減義務期間の終了年度及び削減義務量を変更したときは、別記第一号様式の十八による削減義務期間及び削減義務量変更通知書により通知するものとする。

該当する場合にあっては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 最後の年度の前年度

イ 最後の年度

ウ 最後の年度の属する削減計画期間の終了年度

四 事業所区域の変更があったとき。 第五条の八の二第二項の規定による申請を行った年度の前年度

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第五条の十第一項第二号又は第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所について、当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者により前項第二号又は第三号の規定による選択がなされなかった場合は、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、同項第二号ア又は第三号アに定める年度に変更するものとする。

(削減量口座簿の作成等)

第五条の十九 知事は、削減量口座簿を作成し、振替可能削減量等の管理(振替可能削減量又はその他ガス削減量の発行、取得、保有及び移転並びに義務充当及び第八条の五第一項第二号の充当記録をいう。以下同じ。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。

2 削減量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 知事の管理口座

二 指定地球温暖化対策事業者の指定地球温暖化対策事業所に係る管理口座(以下「指定管理口座」という。)

三 前二号以外の管理口座(以下「一般管理口座」という。)

3 指定管理口座は指定地球温暖化対策事業所ごとに、一般管理口座は規則で定める単位ごとに開設するものとする。

(削減量口座簿の作成等)

第四条の二十一の二 条例第五条の十九第三項に規定する規則で定める単位は、個人又は法人とする。

2 一般管理口座は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該下欄に定める数を上限として開設することができるものとする。

第四条の二十一の四第一項第一号に掲げる者	当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者(第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者に限る。)	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者(第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者を除く。)	一

4 この節に定めるもののほか、管理口座の記録事項その他の削減量口座簿の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

第四条の二十一の四第一項第三号に掲げる者	一
第四条の二十一の四第一項第四号に掲げる者	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第五号に掲げる者	一

3 前項の規定にかかわらず、第四条の二十一の四第一項各号に掲げる者から特別の事情により前項に定める数を超えて一般管理口座の開設の申請があった場合において、知事がこれを適当と認めるときは、一般管理口座は、当該申請により開設を求める数を上限として開設することができるものとする。

4 削減量口座簿は、電磁的記録で作成することができる。
(管理口座の記録事項)

第四条の二十一の三 管理口座には、次の表の上欄に掲げる管理口座の区分に応じ、当該下欄に定める事項を記録する。

知事の管理口座	<p>一 次に掲げる振替可能削減量等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）の種類ごとの数量及び識別番号（振替可能削減量等を二酸化炭素一トンを表す単位ごとに識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 義務充当及び充当記録の対象となった振替可能削減量等</p> <p>イ 義務充当に利用できなくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。）</p> <p>ウ 申請により義務充当に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となった振替可能削減量を除く。）</p> <p>二 次に掲げる振替可能削減量のうち連携県口座等に移転されている振替可能削減量（以下「連携県口座等移転削減量」という。）の種類ごとの数量及び識別番号と同じ数量及び識別番号</p> <p>ア 超過削減量</p> <p>イ 都内削減量</p>
---------	---

	<p>ウ その他削減量のうち連携県等削減量（削減量口座簿に記録されたことがあるものに限る。）</p> <p>三 前二号の記録の理由及び当該記録を行う直前に記録されていた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）</p>
指定管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 口座管理者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者をいう。次条において同じ。）の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地</p> <p>五 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>六 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況</p> <p>七 振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>八 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項</p> <p>ア 当該振替可能削減量等の種類</p> <p>イ 当該振替可能削減量等の数量及び識別番号</p> <p>ウ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日</p>
一般管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p>

(振替可能削減量の帰属)

第五条の二十 振替可能削減量の帰属は、この節の規定による削減量口座簿の記録により定まるものとする。

(管理口座の開設)

第五条の二十一 知事は、第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を行う際に、当該指定に係る事業所の指定管理口座を開設し、その旨及び当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。

2 知事は、第五条の九第二項の規定による届出があった場合は、当該届出による変更の後の指定地球温暖化対策事業者に係る指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による一般管理口座の開設を受けなければならない。

4 一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができるものとする。

	四 振替可能削減量の種類ごとの数量及び識別番号
	五 振替可能削減量についての処分の制限に関する事項
	六 振替可能削減量の発行、取得又は移転について、次の事項
	ア 当該振替可能削減量の種類
	イ 当該振替可能削減量の数量及び識別番号
	ウ 当該発行、取得又は移転がされた日

(指定管理口座の開設等の通知)

第四条の二十一の三の二 条例第五条の二十一第一項の規定による通知は、別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書により行うものとする。

2 条例第五条の二十一第二項の規定による通知は、第四条の二十一の十九第二項の口座簿利用者番号等通知書により行うものとする。

(一般管理口座の開設)

第四条の二十一の四 条例第五条の二十一第四項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 指定地球温暖化対策事業者
- 二 法人（次に掲げる者を除く。）
 - ア 前号に規定する者
 - イ 外国法人で、国内に事務所、営業所等を有しないもの
- 三 個人（第一号、次号若しくは第五号に規定する者又は国内に住所を有しない者を除く。）のうち、条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振

5 一般管理口座の開設を受けようとする者は、一般管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

替可能削減量の発行の申請を行うことができる者として、次の表の上欄に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該下欄に定める者

都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等の設備更新等の権限を有する者 二 前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者
都外削減量	一 当該都外削減量を算定する事業所の所有者 二 当該都外削減量を算定する事業所の設備更新等の権限を有する者 三 前二号に規定する者から当該都外削減量の発行を受けることについて同意を得た者
環境価値換算量	一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備の所有者 二 当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 三 第一号に規定する者から当該環境価値換算量の発行を受けることについて同意を得た者
その他削減量のうち 第四条の十三第一号 に該当するもの	第四条の十三第一号に規定する新エネルギー等電気相当量の保有者

- 四 個人（第一号に規定する者を除く。）のうち、口座管理者
五 個人（第一号又は前号に規定する者を除く。）のうち、第四条の二十一の十に規定する相続人等
- 2 条例第五条の二十一第五項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 二 前項各号のいずれかに該当することを示す情報
 - 三 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの
 - ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号そ

6 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、一般管理口座を開設しなければならない。

7 知事は、前項の規定により一般管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該一般管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該一般管理口座の開設を受けた者に通知しなければならない。

8 管理口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という。）は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があったときは、当該届出事項については、この限りでない。

の他の連絡先

イ 口座名義人の氏名又は住所（当該口座名義人が個人である場合に限る。）

四 開設を希望する口座の数

五 第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係（同項の規定による関連付けを希望するときに限る。）

3 条例第五条の二十一第五項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の二による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類（当該各号に該当する場合に限る。）又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類（同項の申請をする場合に限る。）を添えて、行わなければならない。

4 条例第五条の二十一第七項の規定による通知は、別記第一号様式の十八の三による一般管理口座開設通知書により行うものとする。

5 条例第五条の二十一第八項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 口座管理者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称

三 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの

ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称

イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

6 条例第五条の二十一第八項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名等変更届出書により行わなければならない。ただし、当該変更後、遅滞なく、次に掲げる行為（第一号又は第二号に掲げる届出にあっては、前項第二号又は第三号に掲げる事項（同項第三号イに掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。）に変更があった場合に限る。）を行

う場合にあつては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

- 一 条例第五条の九第一項第一号の規定による届出
- 二 条例第五条の九第二項の規定による届出
- 三 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請
- 四 条例第五条の二十二第二項の規定による申請
- 五 条例第五条の二十二第五項の規定による申請

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 知事は、指定地球温暖化対策事業者の申請により、指定管理口座ごとに、国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人であつて、当該指定地球温暖化対策事業者（当該指定地球温暖化対策事業者が口座名義人となつた場合にあつては、当該口座名義人）のために次に掲げる行為（指定管理口座に係るものに限る。）を行う者（以下「口座管理者」という。）を、一名に限り登録し、又はその登録を抹消することができる。

- 一 条例第五条の二十一第八項の規定による届出
- 二 条例第五条の二十二第二項の規定による申請
- 三 条例第五条の二十二第四項の規定による申請
- 四 条例第五条の二十二第五項の規定による申請
- 五 条例第五条の二十二第六項の規定による申請
- 六 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請
- 七 第四条の二十一の九の規定による提出
- 八 第四条の二十一の十二第一項の規定による申請
- 九 第四条の二十一の十二第二項の規定による提出
- 十 第五条の四の三第一項の規定による申請

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。

3 第一項の申請は、別記第一号様式の十八の五による口座管理者登録（登録抹消）申請書に、当該申請の内容が個人を口座管理者として登録するものである場合にあつては、当該口座管理者の氏名又は住所のうち当該口座管理者が公表を希望するものを示す書類を添えて、行わなければならない。

4 知事は、第一項の申請により口座管理者を登録し、又はその登録を抹消したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の六による口座管理者登録（登録抹消）通知書により、当該登録又は登録の抹消を受けた口座管理者及び同項の申請をした指定地球温暖化対策事業者に通

(一般管理口座の更新)

第五条の二十一の二 一般管理口座は、規則で定める期間ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、当該期間の経過によって、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者である場合における一般管理口座については、この限りでない。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、規則で定める期間内に、一般管理口座の更新について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうち重要な事実の記載が欠けているときを除き、一般管理口座を更新しなければならない。

4 第二項の規定による申請があった場合において、第一項の期間の満了の日までにその申請に対する一般管理口座の更新がなされないときは、当該一般管理口座は、当該期間の満了後もその更新がなされるまでの間は、なお引き続き知事により開設されているものとする。

知するものとする。

5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

(一般管理口座の更新)

第四条の二十一の五の二 条例第五条の二十一の二第一項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年四月一日から平成二十八年九月末日までの期間及び平成二十八年十月一日から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

2 条例第五条の二十一の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。

3 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。

4 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該一般管理口座の口座番号
- 二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

5 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の六の二による一般管理口座更新申請書により行わなければならない。

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該取消しの日の翌日から起算して三十日を経過した日に、当該地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

2 一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座に記録された振替可能削減量について、その全部が移転し、又は抹消されたときは、当該一般管理口座の廃止を、別記第一号様式の十八の七による一般管理口座廃止申請書により申請することができる。

3 知事は、次に掲げる一般管理口座において、当該一般管理口座に記録された振替可能削減量の全部が移転し、又は抹消されたと認めるときは、当該一般管理口座を廃止することができる。

- 一 第四条の二十一の二第二項に規定する上限の数を超えることとなった一般管理口座（同条第三項の規定により開設されたものを

除く。)

- 二 第四条の二十一の二第三項の規定により開設された一般管理口座であって、同項に規定する特別の事情がなくなったもの
- 三 第四条の二十一の四第一項第一号から第四号までに規定する者のいずれにも該当しなくなった者が口座名義人である一般管理口座
- 四 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいずれもが第四条の二十一の十四第一項に規定する日を経過した場合に限る。）
- 五 第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座

六 前項の申請に係る一般管理口座

- 4 知事は、条例第五条の二十一の二第一項又は前項第一号から第五号までの規定により一般管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による一般管理口座廃止通知書により、当該一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

(一般管理口座と指定管理口座との関連付け)

第四条の二十一の六の二 一般管理口座と指定管理口座との間の振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた一般管理口座と指定管理口座との間でのみ行うことができる。

- 2 前項の規定による関連付けは、当該関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人であって、かつ、当該関連付けを希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

- 3 前項の申請は、別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書又は第一号様式の十八の九による一般管理口座等に係る関連付け申請書により行わなければならない。

- 4 第一項の規定による関連付けに係る解除は、同項の規定により指定管理口座と関連付けられた一般管理口座（以下「特定一般管理口座」という。）の口座名義人である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

- 5 前項の申請は、別記第一号様式の十八の九の二による特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書により行わなければならない。

(振替可能削減量の振替等の記録)

第四条の二十一の七 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表

(振替可能削減量の振替等の申請)

第五条の二十二 振替可能削減量の振替並びに振替可能削減量及びそ

の他ガス削減量の発行及び義務充当は、知事が、削減量口座簿において、規則で定めるところにより、当該振替可能削減量又はその他ガス削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替（次条に規定する振替を除く。）は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

指定管理口座	超過削減量 (特定一般管理口座から移転されたものを除く。)	特定一般管理口座
一般管理口座	振替可能削減量(処分の制限に関する事項の記録があるものを除く。)	一 指定管理口座 二 他の一般管理口座(次に掲げるものを除く。) ア 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座 イ 第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人であるもの(被相続人その他の被承継人から移転される場合を除く。) ウ 前条第三項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座

2 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替(同条第三項に規定する振替に限り、次条に規定する振替を除く。)は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。

超過削減量及びその他ガス削減量	当該超過削減量又は当該その他ガス削減量を算定する指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座
振替可能削減量(超過削減量を除き、その他削減量にあっては第四条の十三第一号に	第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量の種類ごとに、当該下欄に定める者が開設を受けた一般管理口座

該当するものに限る。)	
その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの	特定地球温暖化対策事業者であつて、第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量の保有者が開設を受けた一般管理口座

3 条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量等の義務充当は、指定管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(連携県口座等との間の振替の記録)

第四条の二十一の七の二 条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量の振替のうち、次の表の上欄に掲げる振替については、当該下欄に定めるところにより行うものとする。

一 一般管理口座における連携県口座等からのその他削減量のうち連携県等削減量(連携県口座等移転削減量を除く。)の取得	当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において増加の記録をする。
二 一般管理口座における連携県口座等からの連携県口座等移転削減量の取得	知事の管理口座において減少の記録をし、当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。
三 一般管理口座から連携県口座等への振替可能削減量の移転	連携県口座等へ移転する者が開設を受けた一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。

2 知事は、前項の表三の項の上欄に規定する移転に係る記録をしたときは、遅滞なく、当該記録の内容を、当該一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量の振替の申請(第四条の二十一の十四第三項の申請を除

2 振替可能削減量の振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が、規則で定め

るところにより、知事に対して行わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、その他削減量が記録されている削減量口座簿以外の口座その他これに類似するものから削減量口座簿へ振替可能削減量の振替を行う場合にあつては、当該振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。
- 4 振替可能削減量の発行の申請は、当該発行によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。この場合において、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて行わなければならない。
- 5 振替可能削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。
- 6 その他ガス削減量の発行及び義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

く。)は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書により行わなければならない。

- 一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる管理口座の口座番号及び種類
 - 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(指定管理口座の場合に限る。)
 - 三 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 四 当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類又は連携県口座等におけるこれらに類するもの
 - 五 前号の管理口座(一般管理口座に限る。)の口座名義人又は連携県口座等の開設を受けた者の氏名(法人の場合にあつては、名称)
 - 六 第四号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(指定管理口座の場合に限る。)
 - 七 振替の原因となった事由
 - 八 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号
 - 九 当該申請に係る振替可能削減量の一単位当たりの金額(当該金額について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨及び当該事情)
- 2 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書により行わなければならない。
 - 一 当該申請により振替可能削減量等の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類
 - 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(指定管理口座の場合に限る。)
 - 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量
 - 五 知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量等(超過削減量を除く。)の認定又は認証に係る情報(その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量を取得する場合にあつては、これらの識別番号に相当するもの)
 - 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量 当該下欄に定める者であることを証する書類
 - 二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの 旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類（当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てる場合を除く。）
 - 三 その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの 口座等において条例第五条の十一第一項に規定する義務に利用する旨の記録がされたことを証する書類
 - 四 その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量 連携県口座等において当該連携県等削減量又は当該連携県口座等移転削減量の減少の記録がされたことを証する書類
- 4 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充
当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充
当の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十二に
よる義務充当申請書により行わなければならない。
- 一 当該申請による義務充当に係る指定管理口座の口座番号
 - 二 前号の指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及
び所在地
 - 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その
他の連絡先
 - 四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号
 - 五 当該申請による義務充当の対象となる削減義務期間
- 5 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充
当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充
当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の削減義務
期間終了後の第四条の九第一項に規定する日（第四条の二十一の十一
の二において「義務履行期限日」という。）の三十日前の日（同条に
おいて「義務充当申請期限日」という。）までに行わなければならない。
- （判決による振替）
- 第四条の二十一の九 条例第五条の二十二第二項に規定する申請をす
べきことを内容とする確定判決（確定判決と同一の効力を有するもの
を含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。）
があった場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわ

らず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十七条第一項ただし書に規定する場合にあっては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」という。）を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

（相続その他の一般承継の場合の振替の申請）

第四条の二十一の十 振替可能削減量の記録がされている一般管理口座の口座名義人について相続その他の一般承継があった場合において、当該振替可能削減量を自らの一般管理口座に移転しようとする相続人等（相続人その他の一般承継人をいう。）は、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書に、相続その他の一般承継があったことを証する特別区の区長若しくは市町村長又は登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）を添えて、申請することができる。

（知事による超過削減量の発行）

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手續が完了したことを認めるときは、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

（知事による振替可能削減量等の義務充当）

第四条の二十一の十一の二 知事は、一般管理口座から指定管理口座への振替を行った振替可能削減量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該振替後、遅滞なく、自ら義務充当を行うものとする。

2 知事は、義務充当申請期限日の翌日において、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量が削減義務量未満であると認めるときは、義務履行期限日までに、当該算定排出削減量が削減義務量に不足する量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に記

(振替可能削減量等の抹消等)

第五条の二十三 知事は、前条第二項の規定に基づく振替によりその管理口座において増加の記録を受けた口座名義人が悪意又は重大な過失により振替可能削減量を取得したときは、当該振替可能削減量を抹消することができる。

2 前条第三項の規定による振替可能削減量の振替又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について虚偽があったときは、知事は、既に増加の記録があった振替可能削減量又はその他ガス削減量の全部又は一部を削減量口座簿から抹消することができる。

3 指定地球温暖化対策事業者以外の者による都内削減量、都外削減量、電気等環境価値保有量又はその他削減量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた指定地球温暖化対策事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 その旨を公表すること。
- 二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

録されている振替可能削減量等の義務充当を行うものとする。

3 義務充当が行われた振替可能削減量等(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量を除く。)のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間に係る算定排出削減量の算定に用いる必要のない量については、当該削減計画期間の次の削減計画期間における当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の算定に用いるものとする。

(振替可能削減量等の抹消)

第四条の二十一の十二 条例第五条の二十三第一項の規定による振替可能削減量の抹消は、振替可能削減量の増加の記録を受けた口座名義人からの申請又は知事の職権により行うものとする。

2 前項の申請をすべきことを内容とする確定判決があった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けべき口座名義人が、判決書等を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

3 条例第五条の二十三第一項及び第二項に定めるもののほか、知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の増加の記録がされた場合で、次に掲げるときは、当該振替可能削減量等のうち、当該指定管理口座又は一般管理口座に残存するものを抹消するものとする。

一 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について、当該申請をした者から、当該振替又は発行の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。

二 増加の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三 条例第五条の二十二第二項から第六項までの規定又はこの規則第四条の二十一の十の規定により申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 その他知事が特に必要があると認めたとき。

4 条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又は前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、増加の記録がされた管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法により行うものとする。

5 第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記

第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

- 一 振替可能削減量等の増加の記録がされた管理口座の口座番号及び種類
- 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
- 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
- 四 抹消の原因となった事由
- 五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

6 知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、次に掲げるときは、振替可能削減量等を更正するものとする。

- 一 振替可能削減量等の抹消又は義務充当による減少の記録について、当該抹消又は義務充当の申請をした者から、当該抹消又は義務充当の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。
- 二 振替可能削減量等の減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。
- 三 前条第一項又は第三項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消の記録について、当該抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
- 四 前条第三項第三号に掲げるとき。
- 五 振替可能削減量等の義務充当による減少の記録について、当該義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
- 六 次条第三項の規定による振替可能削減量の移転の記録について、同項の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
- 七 別表第一に定める温室効果ガス排出量の算定方法その他振替可能削減量等の量又は削減義務量の算定の基礎となる事項の変更がある場合であって、当該変更に応じて知事が別に定める方法により当該変更前に排出された温室効果ガスに係る振替可能削減量等

- の量を増加させる必要があると知事が認めるとき。
- 八 その他知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定による振替可能削減量等の更正は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- 一 知事の管理口座において増加の記録がされた場合 知事の管理口座において減少の記録をし、増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
 - 二 前項第六号に該当する場合 更正の対象となった振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
 - 三 その他の場合 増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において増加の記録をする方法
- 3 第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。
- 一 振替可能削減量等の減少の記録がされた管理口座の口座番号及び種類
 - 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
 - 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 四 更正の原因となった事由
 - 五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号
- 4 知事は、第一項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。
- （義務充実に利用できない振替可能削減量等の移転）
- 第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十二年度から始まる削

減計画期間)の終了年度の翌々年度の九月末日(第四条の九第一項第二号に掲げる場合に該当した特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等)あつては、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の同号に定める日)を経過したものについて、義務充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2 知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により廃止する指定管理口座及び条例第五条の二十一の二第一項の規定により廃止する一般管理口座に記録されている振替可能削減量等について、義務充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

3 知事は、一般管理口座に記録されている振替可能削減量のうち、知事が別に定めるところにより、当該一般管理口座の口座名義人から義務充実に利用しない旨の申請があつたものについて、義務充実に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

4 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四の二による振替可能削減量記録移転申請書に、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる一般管理口座の口座番号

二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

三 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号

四 移転の原因となる事由

5 知事は、第三項の規定により振替可能削減量を知事の管理口座に移転したときは、遅滞なく、同項の一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

6 第一項から第三項までの規定による振替可能削減量等の移転は、当該移転の対象となつた振替可能削減量等が記録されている管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(増加又は減少の記録の方法)

第四条の二十一の十五 知事は、条例及びこの規則に規定する増加又は減少の記録を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 振替可能削減量等の識別番号の特定がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。 増加の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。 減少の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

二 振替可能削減量等の識別番号の特定がない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。 増加の記録をする管理口座において、新たな識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。 減少の記録をする管理口座において、減少の記録をすべきと知事が認める振替可能削減量等について、抹消の場合にあつては識別番号の大きい方から、それ以外の場合にあつては識別番号の小さい方から順次振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

(削減量口座簿による情報の開示)

第四条の二十一の十六 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 口座番号

二 口座名義人の名称及び主たる事務所の所在地（口座名義人が法人の場合に限る。）

三 口座管理者の名称及び主たる事務所の所在地（指定管理口座であつて、口座管理者が法人の場合に限る。）

四 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（公表することにより保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）（指定管理口座の場合に限る。）

2 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事項の公表を希望するときは、当該事項を公表するものとする。

一 口座名義人又は口座管理者 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先

二 個人である口座名義人又は口座管理者 当該個人の氏名又は住所

(添付書類)

第四条の二十一の十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

- 一 第四条の二十一の四第三項の一般管理口座開設申請書
- 二 第四条の二十一の四第六項の口座名義人等氏名等変更届出書
- 三 第四条の二十一の五第三項の口座管理者登録（登録抹消）申請書
- 四 第四条の二十一の五の二第四項の一般管理口座更新申請書
- 五 第四条の二十一の六第二項の一般管理口座廃止申請書
- 六 第四条の二十一の六の二第三項の一般管理口座等に係る関連付け申請書
- 七 第四条の二十一の六の二第五項の特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書
- 八 第四条の二十一の八第一項の振替可能削減量振替申請書
- 九 第四条の二十一の八第四項の義務充当申請書
- 十 第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十二第二項の規定による提出書
- 十一 第四条の二十一の十の振替可能削減量振替申請書
- 十二 第四条の二十一の十二第五項及び第四条の二十一の十三第三項の振替可能削減量等抹消（更正）申請書
- 十三 第四条の二十一の十四第四項の振替可能削減量記録移転申請書
- 十四 第四条の二十一の十九第一項の口座簿利用者番号等通知申請書
- 十五 第四条の二十一の二十第二項の削減量口座簿記録事項証明書交付申請書
- 十六 第五条の四の三第一項の充当記録等申請書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

- 一 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 二 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合（前項第一号の書面に添付する場合を除く。）印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 三 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面（削減量口座簿の記録の保存期限）

第四条の二十一の十八 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第五条の二十三の二 管理口座の口座名義人は、知事に対し、当該管理口座に記録されている事項のうち、規則で定める事項を証明した書面の交付を、規則で定めるところにより申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その申請者に対し、規則で定めるところにより、当該申請に係る事項を証明した書面を交付するものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第五条の二十一第五項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める

度の九月末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

(口座簿利用者番号等の通知)

第四条の二十一の十九 口座名義人又は口座管理者のうち、口座簿利用者番号(削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。)又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十五による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知書により、同項の通知を希望する者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認める場合には、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知書により、当該必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第四条の二十一の二十 条例第五条の二十三の二第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 保有している振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号
二 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況(指定管理口座の場合に限る。)

三 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項

ア 当該振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号

イ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日

2 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十七による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。

3 条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書により行うものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第四条の二十一の二十一 条例第五条の二十三の三第一項第一号に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。

2 条例第五条の二十三の三第二項の規定により、同条第一項各号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる場合の基準は、次

- 者を除く。) 一口座につき一万三千四百円
- 一の二 第五条の二十一の二第二項の規定による一般管理口座の更新の申請をしようとする者 一口座につき一万二千四百円
- 二 前条第一項の規定による管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を申請しようとする者 一通につき四百円
- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(削減目標の設定)

第五条の二十四 指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標（以下「削減目標」という。）を定めるものとする。

- の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 国又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三に規定する地方公共団体から申請がある場合 免除
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受ける者から申請がある場合 免除
- 三 市町村民税（特別区民税を含む。次項第二号において同じ。）又は所得税が課されていない者から申請がある場合 免除
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除
- 3 前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第一号様式の十八の十九による手数料減免申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 前項第二号に該当する場合 同号に規定する保護を受けていることを証明する書面
- 二 前項第三号に該当する場合 市町村民税又は所得税に係る納税証明書その他同号に該当する事実を証明する書面
- 三 前項第四号に該当する場合 知事が必要と認める書面

(削減目標の設定)

第四条の二十二 条例第五条の二十四第一項の規定による削減目標の設定は、当該削減目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度としなければならない。この場合において、当該目標年度に加えて、当該目標年度より後の年度を目標年度とすることを妨げない。

○地球温暖化対策指針

第4 1 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

(1) 目標を定める範囲

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の24 第1項及び規則第4条の22 の規定により、指定地球温暖化対策事業所ごとに、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標を定めるものとする。

特定温室効果ガスの削減量にその他ガス削減量及び振替可能削減量の利用を加えて算定される算定排出削減量についての定量的な目標は必ず定めるものとする。

その他ガスの排出量が大きい事業所は、当該排出量についての目標を定めるよう努めなければならない。特に、当該排出量が当該事業所に係るすべての温室効果ガス排出量に占める割合が2分の1以上である場合にあっては、当該排出量の削減について定量的な目標を定めるものとする。

この場合において、算定排出削減量の定量的な目標については、指定地球温暖化対策事業所が総量削減義務の対象となっていないときも、将来に総量削減義務の対象となったときの削減義務量を推定して定めるよう努めるものとする。

(2) 目標年度

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の24 第1項及び規則第4条の22 の規定により、少なくとも目標の設定の日の属する削減計画期間の

2 特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。

(温室効果ガス排出量の把握)

第五条の二十五 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量(一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。)を把握しなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第六号の量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第五条の八第二項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

一 第五条の十一第一項の義務の履行の状況(特定地球温暖化対策事業所に限る。)

二 当該計画の期間

三 削減目標

四 削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画

五 前号の措置の実施状況

六 前条の特定温室効果ガス年度排出量(第五条の八の二第三項の規定による指定が行われた年度を除く。)

七 前条のその他ガス年度排出量

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十三 条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日(指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日)までに、別記第一号様式の十九による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

終了年度を目標年度の一つとして設定しなければならない。

(3) 目標水準

特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の目標については、条例第5条の24第2項の規定により、削減義務量以上の目標値としなければならない。この場合において、技術的及び経済的に実施可能な対策の実施により削減義務量以上の削減が見込まれる場合にあっては、削減義務量と同水準の目標にとどまることなく、更に高い目標を定めるものとする。

また、エネルギー消費設備・機器の長期的な更新計画を適切に策定するため、第3計画期間における算定排出削減量の目標については、第4計画期間に必要と見込まれる総量削減目標の水準(第13に示すもの)を勘案して定めるよう努めなければならない。

○地球温暖化対策指針

第1編第3 1 排出量の把握対象

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の25の規定により、毎年度、指定地球温暖化対策事業所内における事業活動(指定地球温暖化対策事業者以外のテナント等事業者が行うものを含む。)に伴い排出される特定温室効果ガス(工場のフォークリフト等事業所の区域内のみで使用される自動車の運行に伴い排出されるものを含む。)及びその他ガスの前年度の排出量を算定し、その推移を継続的に把握しなければならない。

○地球温暖化対策指針

第1編第4 計画的な地球温暖化の対策の推進

(略) ※指針を参照のこと。

○平成21年東京都告示第1234号(平成21年8月31日)(再掲)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の五第二項、(中略)に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。

(後略)

- 八 次条第一項の統括管理者及び同条第二項の技術管理者の氏名
- 九 その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

(統括管理者等の選任等)

- 第六条の二 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる職務を行う者（以下「統括管理者」という。）を選任しなければならない。
- 一 当該事業所における地球温暖化の対策の実施状況の把握
 - 二 当該事業所における従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督
 - 三 当該事業所の指定地球温暖化対策事業者への意見の申出
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策のために必要な業務

- 2 条例第六条第九号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要
 - 二 特定テナント等事業者の氏名（法人にあっては、その名称）
 - 三 地球温暖化対策計画書の作成及び公表の担当部署
 - 四 地球温暖化対策計画書の公表の方法
 - 五 条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量
 - 六 条例第六条第七号の量の算定の基となる事業活動の量
 - 七 その他地球温暖化対策指針に定める事項

(統括管理者等の選任)

- 第四条の二十四 条例第六条の二第一項の規定による統括管理者の選任及び同条第二項の規定による技術管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から九月以内に選任しなければならない。
- 2 条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 一 地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化の対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること。
 - 二 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。ただし、既に統括管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに統括管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所にお

○地球温暖化対策指針

第1編第5 1 地球温暖化対策計画書の作成及び提出

指定地球温暖化対策事業者は、(1) から (7) までに掲げる事項その他条例第6条各号に定める事項について、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書に記載し、(8) 及び (9) に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 第3の規定により把握した温室効果ガス排出量
- (2) 第4 1の規定により定めた温室効果ガス排出量の削減に係る目標及び地球温暖化の対策の推進に関する基本方針
- (3) 第4 2の規定により計画し、又は実施した地球温暖化の対策の計画期間、内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み及び当該対策の実施年度
- (4) 第2の規定により整備した推進体制の概要並びに統括管理者及び技術管理者の氏名
- (5) 事業所の用途、事業所で実施される事業の概要、敷地面積、延べ面積その他温室効果ガス排出量に影響を与える事項
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化の対策の内容（指定地球温暖化対策事業者が記載したい場合に限る。）
- (7) 温室効果ガス排出量の削減又は地球温暖化の対策の実施の状況に関する自己評価（指定地球温暖化対策事業者が記載したい場合に限る。）
- (8) (1) の温室効果ガス排出量を算定する基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点、エネルギー使用量等を記載した、知事が別に定める様式による排出量算定報告書
- (9) (3) の地球温暖化の対策に係る点検表

○地球温暖化対策指針

第1編第2 3 統括管理者及び技術管理者の選任等

(1) 統括管理者

統括管理者は、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員の中から選任するものとする。ただし、指定地球温暖化対策事業者が投資法人、特定目的会社等であって、地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署及び当該部署に所属する従業員が指定地球温暖化対策事業者の中にいないと知事が認める場合にあっては、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員以外の外部の者を選任することができる。

- 2 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる者に対する技術的助言を行う者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない。
- 一 当該指定地球温暖化対策事業者
 - 二 当該事業所の統括管理者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策に係る者

いて統括管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。

- 3 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 一 次に掲げるいずれかに該当する者であること。
 - ア 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士
 - イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者に限る。）として登録を受けている者
 - ウ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第五十五条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者
 - エ 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士
 - オ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち一級の建築施工管理技術検定、電気工事施工管理技術検定又は管工事施工管理技術検定に合格した者
 - 二 エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うことができる者であること。
 - ア 過去三年間のエネルギー消費実績、光熱水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査
 - イ 設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計
 - ウ エネルギー消費量に関する基準となる量の推定
 - エ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計
 - オ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定
 - 三 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会

○地球温暖化対策指針

第1編第2章第3節 統括管理者及び技術管理者の選任等

(2) 技術管理者

技術管理者については、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員以外の外部の者を選任することができる。

(3) 技術管理者の兼任

技術管理者の兼任は、次に掲げる基準をいずれも満たす場合に限り認められる。

ア 当該技術管理者が兼任する指定地球温暖化対策事業所の数が、5以下であること。

イ 当該技術管理者が管理する指定地球温暖化対策事業所において、当該技術管理者は、事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての情報を収集し、2(3)に規定する技術的な助言を指定地球温暖化対策事業者、統括管理者等に行う機会を毎月1回以上設けること。

3 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

4 統括管理者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

5 指定地球温暖化対策事業所の従業員は、地球温暖化の対策の推進に関する当該事業所の統括管理者の指導に従わなければならない。

(テナント等事業者との協力推進体制等)

第七条 指定地球温暖化対策事業者は、その指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者（以下「テナント等事業者」という。）がいる場合においては、当該テナント等事業者と協力して地球温暖化の対策を推進するための体制（以下「協力推進体制」という。）を整備しなければならない。

又は知事が指定した講習会を修了した者であること。ただし、既に技術管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに技術管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において技術管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。

○地球温暖化対策指針

第1編第2 2 (1) 指定地球温暖化対策事業者

(略)

指定地球温暖化対策事業者（指定地球温暖化対策事業者が法人その他の団体である場合にあつては、具体的には、当該団体の代表者、役員その他の経営に従事している者。以下2において同じ。）は、条例第6条の2第3項の規定により、地球温暖化の対策の推進に関し、統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。また、当該助言を踏まえて地球温暖化の対策を推進するために適切な判断を行うよう努めなければならない。

○地球温暖化対策指針

第1編第2 4 テナント等事業者がいる指定地球温暖化対策事業所における体制

指定地球温暖化対策事業者以外に、指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者がいる場合においては、指定地球温暖化対策事業者は、条例第7条第1項の規定により、当該テナント等事業者との協力推進体制を整備しなければならない。

協力推進体制とは、次に掲げる行動を確保する体制とする。

(1) 指定地球温暖化対策事業者及びテナント等事業者が集まり、地球温暖化の対策の推進に関し、現状の確認、対策の周知、課題の提示、改善案の作成等を行う会議を定期的で開催する（テナント等事業者の数が多く、全てのテナント等事業者の会議への参画が困難である場合等においては、指定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量に与える影響が小さいテナント等事業者を除くことができる。）。

(2) 指定地球温暖化対策事業者とテナント等事業者とは、協議の上、地球温暖化の対策の推進に関し、指定地球温暖化対策事業所の運用に係る規程を作成し、当該規程を遵守する。

(3) 指定地球温暖化対策事業者は、テナント等事業者ごとのエネルギー使用量の把握（推計による把握を含む。）に努め、かつ、当該エネルギー

2 指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの（以下「特定テナント等事業者」という。）は、前項の協力推進体制に参画しなければならない。

3 特定テナント等事業者以外のテナント等事業者は、第一項の協力推進体制に参画するよう努めなければならない。

4 テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五の規定により行う温室効果ガス排出量の把握及び特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するために行う温室効果ガス排出量の削減に協力しなければならない。

5 特定テナント等事業者は、毎年度、地球温暖化の対策に関し、規則で定める事項を記載した計画書（以下「特定テナント等地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業者を経由して知事に提出しなければならない。

（特定テナント等事業者）

第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等（以下「特定テナント等事業所」という。）について、次のいずれかに該当するテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

- 一 前年度の三月末日において五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っているもの
- 二 前年度の電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行っているもの

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間（特定テナント等事業者に該当した年度から当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所に係る地球温暖化対策計画書の計画の期間の終了年度までをいう。以下この条及び第五条の二第二項において同じ。）
- 二 地球温暖化の対策の推進に係る目標
- 三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあつては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行った

使用量をテナント等事業者に通知する。当該通知を受けたテナント等事業者は、エネルギー使用量の低減に努める。

(4) テナント等事業者は、独自にエネルギー供給会社と契約している場合には、供給を受けているエネルギーの使用量に係る情報を指定地球温暖化対策事業者へ提供する。これを受け、指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所全体の温室効果ガス排出量を把握する。

○地球温暖化対策指針

第1編第6 3 特定テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

（略） ※指針を参照のこと。

期間のものを除くことができる。

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量

六 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要

七 特定テナント等地球温暖化対策計画書の担当部署

八 その他地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

3 前項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書には、特定テナント等事業者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに特定テナント等事業者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので特定テナント等事業者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、特定テナント等事業者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けたいずれかの事業所において特定テナント等事業者として既に提出されている特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出者と同一である場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面

二 第二項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

(添付書類)

○地球温暖化対策指針

第1編第6 4 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成及び提出

特定テナント等事業者は、(1) から (5) までに掲げる事項その他規則第4条の26第1項各号に定める事項について、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載し、(6) に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 地球温暖化の対策の推進体制
- (2) 指定（特定）地球温暖化対策事業者との協力に関する措置
- (3) 温室効果ガスの排出量の推計方法
- (4) 特定温室効果ガスの排出量の増減があった場合に考えられる要因
- (5) 推進責任者の氏名
- (6) 3 (4) に規定する点検表

○平成21年東京都告示第1234号（平成21年8月31日）（再掲）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第四条の五第二項、（中略）に規定する知事が別に定める様式を次のように定める。

（後略）

第四条の二十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

一 第四条の五第二項の指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書

二 第四条の六の二第三項の事業所区域変更申請書

三 第四条の七第一項の指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書

四 第四条の七第二項の指定地球温暖化対策事業者変更届出書

五 第四条の七第三項の前事業者排出量把握申請書

六 第四条の七第四項の前事業者排出量報告書提出書

七 第四条の八第一項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書

八 第四条の十八第一項又は同条第三項の基準排出量決定申請書

九 第四条の十八の二第三項の基準排出量改定申請書

十 第四条の十九第三項の基準排出量変更申請書

十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書

十二 第四条の二十三第一項の地球温暖化対策計画書提出書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所であつて、当該事業所に係る前項各号に掲げる書面の提出者が次のいずれかに該当する場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面

ア 既に提出されている当該事業所に係る所有事業者等届出書の排出有責任者と同一である場合

イ 既に提出されている前項各号に掲げる書面のいずれかのうち、直近の提出者と同一である場合

二 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

6 特定地球温暖化対策事業所に係る特定テナント等事業者は、特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進し

なければならない。

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 削減義務量及び基準排出量
- 二 計画期間
- 三 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 四 前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量
- 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の対策の推進に係る重要な事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2 条例第八条第一項の規定による公表は、地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して五箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。

3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条の二 条例第八条第二項の規定による地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間
- 二 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 三 前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五条の十一第一項の義務の履行に関する事項及びその他ガス年度排出

○地球温暖化対策指針

第1編第5 2 (1) 公表事項

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所における温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を広く公にし、社会的評価の対象とすることが重要である。具体的には、規則第5条第1項第1号から第4号までに規定する事項を公表するとともに、地球温暖化の対策の推進に関する基本方針、地球温暖化の対策の推進体制等については公表するよう努めるものとする。ただし、推進体制の公表において、個人の氏名までの公表を求めるものではない。

○地球温暖化対策指針

第1編第5 2 (2) 公表方法

指定地球温暖化対策事業者は、規則第5条第3項に定める公表の方法のうち、可能な限りインターネットの利用による方法で公表を行う。インターネットによる公表ができない場合には、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表するものとする。

また、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。以下同じ。）を作成している指定地球温暖化対策事業者は、環境報告書への掲載に努めるものとする。

○地球温暖化対策計画書等の公表に関する要綱

(略) ※要綱を参照のこと

量

四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

2 条例第八条第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一 計画期間

二 地球温暖化の対策の推進に係る目標

三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況

四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度までの特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

五 前各号に掲げるもののほか、特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより特定テナント等事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

3 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における東京都環境局（以下「環境局」という。）での閲覧

二 インターネットの利用による公表

○平成 26 年東京都告示第 318 号（平成 26 年 3 月 17 日）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第五条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間その他必要な事項を次のとおり定める。

第一 閲覧の根拠規定及び閲覧の対象となる書面

	閲覧の根拠規定	閲覧の対象となる書面
一	規則第五条の二第三項第一号	地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書
二	規則第五条の三第一号	地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価
三	規則第五条の七第四項	登録検証機関登録簿
四 及 び 五	(略)	(略)

第二 閲覧を行う日、時間及び場所

一 閲覧を行う日

(地球温暖化対策計画書の評価等)

第八条の二 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき、評価し、優良であると認める指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者について表彰することができる。

2 知事は、前項の規定による評価について、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、特定テナント等事業者又はテナント等事業者に対し、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第八条の四 知事は、指定地球温暖化対策事業者又はテナント等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 一 第七条第一項の規定による整備をしなかったとき。
- 二 第七条第二項の規定による参画をしなかったとき。
- 三 第七条第五項の規定による提出をしなかったとき。

(地球温暖化対策計画書の評価の公表)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

2 条例第八条の二第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価の公表は、当該評価が標準以上であると認めるものについて行うものとする。

東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項各号に掲げる日以外の日

二 閲覧を行う時間

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 閲覧を行う場所

東京都環境局気候変動対策部内

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎

第三 閲覧を行う日又は時間の変更

第二にかかわらず、臨時に閲覧を行わない日を設け、又は閲覧を行う時間を変更することがある。この場合においては、その旨を第二三の閲覧を行う場所に掲示する。

※平成 23 年東京都告示第 478 号は廃止

四 第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。

五 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第五号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(措置命令)

第八条の五 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であった者（以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。）が第五条の十一第一項の義務を履行できなかつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量

二 命令があった日の属する削減義務期間（第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める期間）における算定排出削減量であつて、知事が認める量のうち、充当記録（当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。）を行つた量

2 前項の規定による命令があつた場合において、当該命令があつた日の属する削減義務期間における当該特定地球温暖化対策事業者等の第五条の十一第一項の義務に係る算定排出削減量は、充当記録を行つた量のうち知事が認める量を減じた値とする。

3 第一項の規定による命令があつた場合において、特定地球温暖化対策事業者等が当該命令の内容を履行しないときは、知事は、当該特定地球温暖化対策事業者等に代わつて、同項第二号の量が同項第一号の量に不足する量と同量の振替可能削減量について充当記録を行うことができる。

4 知事は、前項の規定による充当記録の実施のために費用を負担したときは、当該費用については、特定地球温暖化対策事業者等に負担を求めることができる。

(削減義務量の加重)

第五条の四 条例第八条の五第一項第一号に規定する規則で定める値は、十分の三とする。

(措置命令があつた日の属する削減義務期間)

第五条の四の二 条例第八条の五第一項第二号に規定する規則で定める場合及び規則で定める期間は、条例第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合及び命令があつた日以前の直近の削減義務期間とする。

(充当記録)

第五条の四の三 特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づく条例第八条の五第一項第二号に規定する充当記録又は当該充当記録のための義務充当については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二十一による充当記録等申請書により、知事が行うものとする。

一 特定地球温暖化対策事業者であつた者の一般管理口座番号（当該申請をする者が特定地球温暖化対策事業者であつた者の場合に限る。）

二 命令に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座の口座番号

三 前号の指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地

四 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

五 命令の履行に充てる算定排出削減量の種類及び数量又は識別番号

六 命令に係る削減義務期間

2 前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であつた者からの申請に基づくものにあつては、第四条の二十一の七第三項の規定に

第二款 登録検証機関

(検証機関の登録)

第八条の六 第五条の十一第四項又は第五条の十六の検証の業務(以下「検証業務」という。)を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分(以下「登録区分」という。)ごとに、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、三年とする。ただし、知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた者の更新の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第一項の登録を更新する登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(検証機関の登録の申請)

第八条の七 前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者(以下「検証機関登録申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

かかわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であった者を口座名義人とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少の記録をし、当該義務充当に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証(以下「特定ガス・基準量検証」という。)
- 二 都内削減量及び都外削減量の検証(以下「都内外削減量検証」という。)
- 三 その他ガス削減量の検証
- 四 電気等環境価値保有量の検証
- 五 条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準(以下「優良事業所基準」という。)への適合の検証(第一区分事業所の検証に限る。)
- 六 優良事業所基準への適合の検証(第二区分事業所の検証に限る。)

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 条例第八条の七第一項の規定による申請は、別記第二号様式による検証機関登録申請書により行わなければならない。

2 条例第八条の七第一項の申請書(条例第八条の六第三項の規定による更新の登録に係るものに限る。)の提出は、同条第二項の有効期間

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 登録区分
 - 三 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
 - 四 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - 五 未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の名並びに主たる事務所の所在地）
 - 六 第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

の満了の日前三十日までに行わなければならない。

- 3 条例第八条の七第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）を含む。）が条例第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 検証機関登録申請者が置いた条例第八条の十三第一項の検証主任者が第五条の十一第一項各号に掲げる登録区分ごとに、当該各号に掲げる者に該当する者であることを証する書面
 - 三 検証機関登録申請者が条例第八条の十三第三項各号の措置を実施していることを証する書面
 - 四 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの
 - 五 検証機関登録申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 五の二 検証機関登録申請者が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面
 - ア 個人 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書、印鑑証明書又はこれに準ずるもの及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 六 営業所の名称及び所在地を記載した書面
 - 七 検証機関登録申請者（検証機関登録申請者が法人である場合に

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を登録検証機関登録簿に記載して、登録しなければならない。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録区分
- 二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 その他規則で定める事項

あつてはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）の略歴を記載した書面

- 4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあつては、前項第二号から第七号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したもの（第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあっては、同条第三項の規定により当該届出に添付したもの）から変更がないもの（前項第四号から第五号の二までに掲げる書類にあっては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。
- 5 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面、登記事項証明書又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるものの提出を求めることができる。
 - 一 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））
 - 二 検証機関登録申請者が選任した検証主任者
- 6 第三項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機関登録申請者誓約書によるものとする。
- 7 第三項第七号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

(登録検証機関登録簿等)

第五条の七 条例第八条の八第一項の規定による登録は、別記第二号様式の四による登録検証機関登録簿により行うものとする。

- 2 条例第八条の八第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関登録申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の登録検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
- 二 検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 三 登録検証機関が法人である場合にあつては、その役員の氏名
- 四 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 3 条例第八条の八第二項の規定による当該申請者への通知は、別記第二号様式の五による登録検証機関登録通知書により行うものとする。
- 4 条例第八条の八第三項の規定による登録検証機関登録簿の閲覧は、知事が別に定める日及び時間において、環境局で行うものとする。

○平成 26 年東京都告示第 318 号（平成 26 年 3 月 17 日）（再掲）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。）第五条の二第三項第一号等の規定による東京都環境局での閲覧に関し、知事が別に定める日及び時間その他必要な事項を次のとおり定める。

第一 閲覧の根拠規定及び閲覧の対象となる書面

	閲覧の根拠規定	閲覧の対象となる書面
一	規則第五条の二第三項第一号	地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書
二	規則第五条の三第一号	地球温暖化対策計画書及び特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価
三	規則第五条の七第四項	登録検証機関登録簿
四 及 び 五	(略)	(略)

第二 閲覧を行う日、時間及び場所

- 一 閲覧を行う日
東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項各号に掲げる日以外の日
- 二 閲覧を行う時間
午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 三 閲覧を行う場所
東京都環境局気候変動対策部内
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都第二本庁舎

第三 閲覧を行う日又は時間の変更

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
- 三 登録検証機関で法人であるものが第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの
- 四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 七 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関登録申請者に通知しなければならない。

(検証機関の登録事項の変更の届出)

第八条の十 登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、知事に届け出なければならない。

2 登録検証機関は、第八条の七第一項各号に掲げる事項（登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、そ

第二にかかわらず、臨時に閲覧を行わない日を設け、又は閲覧を行う時間を変更することがある。この場合においては、その旨を第二三の閲覧を行う場所に掲示する。

※平成 23 年東京都告示第 478 号は廃止

(登録拒否通知書)

第五条の八 条例第八条の九第二項の規定による通知は、別記第二号様式の六による検証機関登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届)

第五条の九 条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の七による検証業務営業所名称等変更届に、営業所の所在地の変更の場合にあっては、変更後の営業所の所在地を記載した書面を添えて、行わなければならない。

2 条例第八条の十第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければならない。

の旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があった事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

4 第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

一 条例第八条の七第一項第一号の氏名又は住所の変更（登録検証機関が個人の場合に限る。） 住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第八条の七第一項第一号の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更（登録検証機関が法人の場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書並びに第五条の六第三項第一号及び第七号の書面

四 条例第八条の七第一項第四号の役員の氏名の変更（前号に該当する場合を除く。）又は同号の役員の退任 登記事項証明書

五 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の追加 第五条の六第三項第一号、第五号の二及び第七号の書面

六 条例第八条の七第一項第五号の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者若しくは役員の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（前号に該当する場合を除く。） 第五条の六第三項第五号の二の書面

七 条例第八条の七第一項第六号の検証主任者の追加 第五条の六第三項第二号の書面

4 第五条の六第五項の規定は、前項の変更について準用する。

(廃業等の届)

第五条の十 条例第八条の十一第一項の規定による届出は、別記第二号様式の九による登録検証機関廃業等届により行わなければならない。

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 登録検証機関が第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は都内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失う。

(検証機関の登録の抹消)

第八条の十二 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消しなければならない。

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2 条例第八条の十一第二項の規定による届出は、別記第二号様式の上による登録検証機関検証業務廃止等届により行わなければならない。

(検証主任者)

第五条の十一 条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。

一 特定ガス・基準量検証 特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日（以下この条において「申請日」という。）前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二 都内外削減量検証 都内外削減量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する都内外削減量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三 その他ガス削減量の検証 その他ガス削減量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計三件以上あり、かつ、知事が実施するその他ガス削減量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

四 電気等環境価値保有量の検証 電気等環境価値保有量の検証業

○東京都検証主任者登録要綱（最終改正；令和4年4月1日付3環地総第801号）

※検証主任者の登録申請の手続、登録簿、登録の有効期間、講習会の内容等について規定されている。

※詳細は、要綱を参照のこと。

○検証機関の登録申請ガイドライン

第3部第2章 検証主任者の登録申請手続

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

第2部第3章 1 登録要件 の表

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

※「これに類するものとして知事が指定する業務」について規定されている。

務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する電気等環境価値保有量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

五 優良事業所基準への適合の検証（第一区分事業所の検証に限る。） 第一区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。） 第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

2 条例第八条の十三第一項に規定する規則で定める人数は、一名とする。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。
- 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
- 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置

をとらなければならない。

- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- 二 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

(検証業務の実施等)

第八条の十四 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

- 2 登録検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならない。

- 3 登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

- 4 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(検証業務の実施方法)

第五条の十二 条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

- 一 検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。
- 二 検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあっては、当該者に、前条第一項各号に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。
- 三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせる。ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。
- 四 検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は知事が別に定める様式により行うこと。
- 五 自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。
- 六 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。

2 条例第八条の十四第四項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該登録検証機関
- 二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする株式会社をい

○特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン 全編

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○その他ガス削減量検証ガイドライン 全編

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○検証機関の登録申請ガイドライン

第1部第2章 2 業務遂行上の遵守事項

(略) ※ガイドラインを参照のこと。

○検証機関の登録申請ガイドライン

第2部第2章 2 (1) 利害相反の回避

検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。その著しい利害関係を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検証業務規程)

う。)

三 役員又は職員(検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。)が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者

四 役員又は職員のうち当該登録検証機関(法人であるものを除く。)又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

五 当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

(検証業務規程の届出)

則」という。)第5条の12第2項第1号から第5号までに基づき、次に掲げる者とする。

- ・ その検証機関自身
- ・ 検証機関の親株式会社
- ・ 検証機関の株主(議決権保有割合で3%以上の場合に限る。)又は出資者(出資金が全体の3%以上の場合に限る。)である事業者
- ・ その役員又は使用人(検証業務を実施する過去2年以内に役員又は使用人であった者を含む。次の2つの規定において同じ。)が検証機関の役員50%超を占めている事業者
- ・ その役員又は使用人が検証機関の代表権を有する役員である事業者
- ・ 検証機関が自然人である場合において、その者自身が役員又は使用人である事業者
- ・ 検証機関の代表者が事業者の株主(議決権保有割合で3%以上の場合に限る。)又は出資者(出資金が全体で3%以上の場合に限る。)である事業者
- ・ 検証機関が、事業者と金銭消費貸借契約を締結している事業者
- ・ 検証機関が、事業者から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供を受けている事業者
- ・ 検証機関又は検証機関の会社法(平成17年法律第86号)に定める親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3年以内に次の業務を実施した事業者
 - ✓ エネルギーの販売
 - ✓ エネルギー利用に関する管理
 - ✓ エネルギー利用に関するコンサルティング
 - ✓ 排出量取引
 - ✓ 排出量取引の仲介
 - ✓ 排出量取引に関するコンサルティング
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関するコンサルティング
 - ✓ エネルギー使用量の削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言

第八条の十六 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかななければならない。

(帳簿の備付け等)

第五条の十三 条例第八条の十六第一項の規定による届出は、検証業務規程を定めた場合にあつては当該検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の二週間前までに、検証業務規程を変更しようとする場合にあつては当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の二週間前までに別記第二号様式の十一による検証業務規程届出書に、検証業務規程（変更の場合にあつては、変更後のもの）を添えて、行わなければならない。

2 条例第八条の十六第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
- 三 検証業務の料金に関する事項
- 四 検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項
- 五 検証業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 検証業務に関する書類の保存に関する事項
- 七 財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 八 前各号に定めるもののほか、検証業務に関し必要な事項

(添付書類)

第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあつては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

- 一 第五条の九第一項の検証業務営業所名称等変更届
- 二 第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届
- 三 第五条の十第一項の登録検証機関廃業等届

四 第五条の十第二項の登録検証機関検証業務廃止等届

五 第五条の十三第一項の検証業務規程届出書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

- 一 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 二 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

(帳簿の記録、資料等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第八条の十八 登録検証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(検証機関の登録の取消し等)

第八条の十九 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第八条の九第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第八条の十第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五条の十四 条例第八条の十七に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 検証業務を行った年月日
- 二 検証業務の対象とした事業所等の名称及び所在地
- 三 検証業務を行った検証主任者の氏名
- 四 検証業務の登録区分

2 条例第八条の十七に規定する規則で定める資料は、次に掲げるものとする。

- 一 検証業務に関する契約書
- 二 検証結果報告書
- 三 購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類（検証業務の対象となる事業所等が都外にあるものに限る。）
- 四 前三号に関連する資料

3 条例第八条の十七の規定による帳簿及び資料の保存方法は、記載の日から七年間、営業所ごとに当該帳簿及び当該帳簿に係る前項の資料を保存する方法とする。

(登録の取消し又は営業の停止)

第五条の十五 条例第八条の十九第一項の規定による登録検証機関の登録の取消しは、別記第二号様式の十二による登録検証機関登録取消通知書の交付により行うものとする。

2 条例第八条の十九第一項の規定による検証業務の全部又は一部の停止命令は、別記第二号様式の十三による登録検証機関業務停止命令書の交付により行うものとする。

四 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八条の十四第四項の規定に違反したとき。

六 第八条の十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかったとき。

八 前条第一項の規定に違反したとき。

九 次条又は第八条の二十一の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3 第八条の九第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(適合命令)

第八条の二十 知事は、登録検証機関が第八条の十三第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公示)

第八条の二十二 知事は、次の場合には、その旨及び規則で定める事項を公示しなければならない。

一 第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。

二 第八条の十第一項の規定による届出があったとき。

三 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出があったとき。

四 第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(公示事項)

第五条の十六 条例第八条の二十二に規定する規則で定める事項は、次の表の上欄の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項とする。

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一 登録検証機関の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 検証業務を行う営業所の名称及び所在地 三 登録年月日、登録番号及び登録区分
--------------------------	--

<p>条例第八条の十第一項の規定による届出があったとき。</p>	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 変更の前後の営業所の名称及び所在地</p> <p>三 変更する年月日</p>
<p>条例第八条の十一第一項の規定による届出があったとき。</p>	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 条例第八条の十一第一項各号のうち該当する届出の事由</p> <p>三 廃業等の年月日</p>
<p>条例第八条の十一第二項の規定による届出があったとき。</p>	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 休止し、又は廃止する検証業務の範囲</p> <p>三 休止の期間（休止する場合に限る。）</p> <p>四 廃止の年月日（廃止する場合に限る。）</p>
<p>第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。</p>	<p>一 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 登録を取り消した理由</p> <p>三 取消しの年月日</p>
<p>第八条の十九第一項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 停止する検証業務の範囲</p> <p>三 検証業務の停止を命じた理由</p> <p>四 停止の期間</p>

(申請書等の提出)

第五条の十六の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第二節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。)の正本に、その写し一通に代えて、提出書等に記載すべき事項を、磁気ディスク等

第六章 雑則

(立入検査等)

第百五十二条の二 知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、関係職員に、第五条の七第六号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。

(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに記録したものの添付により行うことができる。

第六章 雑則

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、同条第二項、同条第四項、第百十五条第二項、同条第三項、同条第五項、第百十六条第四項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条第五項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条第七項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百二十五条第二項、第百三十九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(立入検査証等)

第八十一条

- 2 条例第百五十二条の二第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十七号様式の二のとおりとする。

4 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査)

第百五十三条 知事は、第五条の六第一項、第八条の二第一項、第八条の三、第八条の四第一項、第八条の二十五、第九条第一項及び第二項並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

2 知事は、第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 知事は、第二十五条の七、第二十五条の八及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。

(報告の徴収)

3 条例第百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 知事は、工場を設置している者、指定作業場を設置している者又は第百三十五条の規定により地下水を揚水している者が、第九十七条又は第百三十五条に規定する報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条又は第六十条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、規制基準その他のこの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は発生させ、かつ、知事の改善命令その他のこの条例による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(委任)

第百五十七条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十

(申請書等の提出部数)

第八十二条 条例の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。)の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。

万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条、第九十八条第四項、第一百四十二条第二項若しくは第四項、第二百五十二条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者

二 第二条又は第三条の規定による命令又は処分に違反した者

第一百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第一百五十五条第三項若しくは第五項又は第一百六条第五項(第一百六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第七項(第一百六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

一の二 第五条の二十二第三項、第四項又は第六項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

一の三 第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第八号までの事項について虚偽の報告をした者

一の四 第八条の六第一項又は第三項の登録を受けないで検証業務を行った者

一の五 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けた者

一の六 第八条の十五の規定に違反した者

一の七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかった者

二 第八十一条第一項の規定による認可を受けないで、工場を設置した者

第一百六十条 次の各号の一に該当する者は、二十五万円以下の罰金に処する。

一 第五条の八第二項、第五条の十第一項又は第八十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条の十三第三項又は第五条の十四第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

第一百六十条の二 第五条の二十一第五項の規定による申請に関し虚偽の申請をし、又は同条第八項の規定による届出をせず、若しくは虚

偽の届出をした指定地球温暖化対策事業者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十二条第一項の規定による認可を受けないで、第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 一の二 第六条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第九十条又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第九十二条第一項の規定に違反して、指定作業場を設置し、又は第八十九条第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 四 第一百五十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは採取、第一百五十二条の二第一項の規定による立入り若しくは検査又は第一百五十四条第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十四条第一項、第八十六条又は第九十八条第一項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八十四条第三項の規定に違反して、工場又は工場の変更部分の使用を開始した者
- 三 第九十八条第二項の規定による計画を提出しなかった者
- 四 第三百三十四条第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

- 一 第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は百十一条第二項の規定による方法書を提出しなかった者
- 二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十第一項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条（第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八条第三項（第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第五条の九第四項、第二十九条、第一百条第一項又は第一百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、第百五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(過料)

第百六十五条 詐欺その他不正の行為により、第八十三条第一項の規定による手数料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第八十八条から第二百二十二条までの規定は平成十三年十月一日から、第二十条から第二十五条までの規定は平成十四年六月一日から、第三十七条から第四十条まで及び第四十二条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の東京都公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた認可、命令その他の処分又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3から6まで（略）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五十一条から第五十八条までの規定は同年十月一日から、第六条第八号から第十二号までの規定は平成十四年四月一日から、第十条から第十三条までの規定は同年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この規則第四条第一項の規定は、平成十三年度以後の事業所の燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量並びに電気の年度の使用量について、適用する。

3から9まで（略）

10 災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足に対応するため、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条第一項	燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を交換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可	知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量
--------	--	-----------------------------

○電力需給ひっ迫への対応に関する総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量等算定に係る特例

1 基本的考え方

災害や猛暑、厳寒等に伴う電力需給ひっ迫への対応のため、自家発電機等の活用等を行った場合については、総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所の削減義務履行に不利にならない配慮をするため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「規則」という。）附則第 10 項の規定に基づき特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量（以下「排出量等」という。）の算定方法の特例を設ける。（後略）

	能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量	
別表第一 一の項 算定方法 の欄イ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量	知事が別に定める方法により算定した当該燃料の量
別表第一 一の項 算定方法 の欄ロ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量	知事が別に定める方法により算定した当該熱の量
別表第一 一の項 算定方法 の欄ハ	温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量	知事が別に定める方法により算定した電気の量
別表第一 一の項 算定方法 の欄へ(一)	熱使用量(当該熱供給事業者から供給されたものに限る。)	知事が別に定める方法により算定した熱使用量
別表第一 一の項 算定方法 の欄へ(二) 及び(三)	電気使用量(当該電気供給事業者から供給されたものに限る。)	知事が別に定める方法により算定した電気使用量

11 令和六年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 平成二十八年度から平成三十一年度ま	当初申請（平成二十八年度	当初申請を行った年度か

<p>での間に条例第五条の十五第一項の規定による申請(以下この表において「申請」という。)(第一期当初申請(平成二十四年度から平成二十六年まで)の間に初めて同項の基準(以下「基準」という。)に適合することを知事が認めた事業所となったときの申請をいう。以下同じ。)を行った年度から起算して五箇年度の間(再度行われた申請を除く。)を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所(以下「特例認定事業所」という。)(二に該当するものを除く。)</p>	<p>から平成三十一年度までの間に行われた最初の申請であって、基準に適合することを知事が認めた事業所となったときの申請(第一期当初申請を行った年度から起算して五箇年度の間(再度行われた申請を除く。))をいう。以下同じ。)を行った年度</p>	<p>ら起算して五年度目の年度(基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合)であっては、その認めた日の属する年度)</p>
<p>二 特例認定事業所のうち、再申請(当初申請を行った年度の属する削減計画期間内において再度行われた申請をいう。以下同じ。)を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所</p>	<p>再申請を行った年度</p>	<p>当初申請を行った年度から起算して五年度目の年度(再申請の後に基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合)であっては、その認めた日の属する年度)</p>

12 令和十四年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ

とが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)のまん延の影響を受けた温室効果ガス排出事業者等についての次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条の五第二項	十月末日	十月末日(ただし、令和二年度にあっては十二月末日)
第四条の六の二三項	九月末日	九月末日(ただし、当該指定又は指定の取消しを令和二年度に受けようとする場合にあっては令和二年十一月末日)
第四条の七第四項	以内	以内(ただし、令和二年一月八日から同年五月一日までの間に当該報告を求められた場合にあっては同年九月末日まで)
第四条の八第一項第一号	九月末日	九月末日。ただし、当該廃止又は休止が令和二年三月七日から同月末日までの間に行われた場合にあっては同年九月末日、同年四月一日から同年八月末日までの間に行われた場合にあっては同年十一月末日
第四条の八第一項第二号	九月末日	九月末日。ただし、当該縮小が令和元年度にあった場合においては令和二年十一月末日
第四条の八第一項第三号	九月末日	九月末日。ただし、当該期間の最後の年度の翌年度が令和二年度の場合にあっては令和二年十一月末日
第四条の九第一項	九月末日	九月末日(ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和四年一月末日)

第四条の九第一項第一号	経過した日	経過した日。ただし、当該日が令和二年四月七日から同年七月三十日までの間の日である場合にあっては同年九月末日
第四条の九第一項第二号	四月三日	四月三日(ただし、削減義務期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和三年八月四日)
第四条の十八第一項	九月末日	九月末日(ただし、最初の削減義務期間の開始年度が令和二年度の場合にあっては令和二年十一月末日)
第四条の十九第三項	九月末日	九月末日(ただし、状況変更年度が令和元年度の場合にあっては令和二年十一月末日)
第四条の二十第一項	経過した日	経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年度の場合又は条例第五条の八の二第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあった場合においては、第四条の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日
第四条の二十一の五の二第一項	各期間	各期間(ただし、平成二十八年十月一日から始まる期間にあっては、平成二十八年十月一日から令和四年一月末日とし、令和四年二月一日から始まる期間にあっては令和八年九月末日)

第四条の 二十一の 十四第一 項	九月末日(第四 条の九第一項 第二号に掲げ る場合に該当 した特定地球 温暖化対策事 業所に係る指 定管理口座又 は一般管理口 座に記録され ている振替可 能削減量等に あつては、当該 振替可能削減 量等の算定の 対象となる年 度の属する削 減計画期間の 次の削減計画 期間終了後の 同号に定める 日)	九月末日(ただし、当該終了 年度が令和元年度となる振 替可能削減量等にあつては、 令和四年一月末日(当該振替 可能削減量等のうち、連携県 等削減量にあつては、連携県 等が別に定める期限)、第四 条の九第一項第二号に掲げ る場合に該当した特定地球 温暖化対策事業所に係る指 定管理口座又は一般管理口 座に記録されている振替可 能削減量等にあつては、当該 振替可能削減量等の算定の 対象となる年度の属する削 減計画期間の次の削減計画 期間終了後の同号に定める 日)
第四条の 二十一の 十八	九月末日	九月末日(ただし、削減計画 期間の終了年度が令和元 年度の場合にあつては令和四 年一月末日)
第四条の 二十三第 一項	十一月末日(十一月末日(令和二年度に あつては令和三年一月末日。
	当該日	十一月末日(令和二年度に あつては令和三年一月末日)
	遅い日	遅い日。ただし、当該指定が 令和二年一月七日から同年 三月三十一日までの間に あつた場合においては同年 九月末日
	十一月末日(十一月末日(令和二年度に あつては令和三年一月末日。

附 則（平成 20 年条例第 93 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 目次の改正規定（「第三節の二 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（第二十五条の二―第二十五条の七）」を「第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第二十五条の二―第二十五条の八）」に改める部分に限る。）、第二章第三節の二の改正規定、第七十六条、第九十七条、第二百二十七条第二項、第三百三十四条及び第三百三十五条の改正規定、第五百三十三条の改正規定（第二十五条の六及び第二十五条の七に係る部分に限る。）、第五十六条第一項の改正規定（「第二十五条の七」を「第二十五条の八」に改める部分に限る。）並びに別表七の改正規定並びに附則第十二項から第十四項までの規定 公布の日

二 目次の改正規定（「第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二―第十七条の二十三）」を加える部分及び「第四節 地域冷暖房計画（第二十六条・第二十七条）」を「第四節 削除（第二十六条・第二十七条）」に改める部分に限る。）、第二条の改正規定、第二章第二節の四の次に一節を加える改正規定並びに第二章第三節及び第四節の改正規定並びに附則第七項から第十一項までの規定 平成二十二年一月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第五項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の計画期間は、平成二十二年三月三十一日をもって終了する。

第四条の二十六第二項	当該日	十一月末日（令和二年度にあつては令和三年一月末日）
	遅い日	遅い日。ただし、当該指定が令和二年一月七日から同年三月三十一日までの間にあつた場合においては同年九月末日
第五条の十九第一項	八月末日	八月末日（ただし、令和二年度にあつては令和二年十月末日）

附 則（平成 20 年規則第 167 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第三十八号様式による立入調査証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する条例施行規則別記第三十八号様式による立入調査証とみなす。

3 施行日前に、現に旧条例第七条第一項の計画書提出事業者であつて、施行日から平成二十二年三月三十一日までに旧条例第六条及び第七条の二から第七条の五までの規定に該当することとなるものについての旧条例第七条第一項、第七条の二から第九条まで、第五十三条第一項及び第四項、第五十五条第一項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間は、施行日前に現に旧条例第七条第一項の計画書提出事業者である者については、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「新条例」という。)第五条の二十四第一項、第五条の二十五及び第六条の規定は、適用しない。

5 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間は、新条例第五条の十一第一項から第三項まで、第五条の十七、第五条の十八、第五条の二十四第二項、第六条の二、第七条、第八条の三、第八条の五及び第八条の二十三から第九条までの規定は、適用しない。

6 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間は、新条例第五条の十九から第五条の二十三までの規定は、適用しない。

7 から 11 まで (略)

12 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた指導、勧告、命令その他の処分又はこの条例の施行の際既に旧条例の規定によりされている申請、届出、報告その他の手続は、それぞれ新条例の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

14 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成 21 年条例第 44 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 及び 3 (略)

附 則 (平成 21 年規則第 75 号)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第五条の八第二項及び第六条の規定は、平成二十一年度にあつては、同項及び同条の規定中「第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて」とあるのは「特定温室効果ガス年度排出量が第五条の十一第四項の規則で定める基準に適合することにつ

いて自ら検証を行い」と読み替えて、適用する。

3 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十九第三項に規定する申請は、状況の変更があった日の属する年度が平成二十一年度以前の場合にあつては、同項の規定にかかわらず、平成二十三年九月末日までに行わなければならない。

4 新規則第五条の十一第一項の規定は、この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては同項第一号、第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と、同項第三号中「三件」とあるのは「二件」と読み替えて、適用する。

5 新規則第五条の十一第一項の規定は、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間にあつては、同項第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と読み替えて、適用する。

6 から 8 まで （略）

附 則（平成 22 年規則第 35 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二十第一項の規定は、平成二十二年度にあつては、同項の規定中「九月末日」とあるのは「十二月末日（第二区分事業所に係る申請の場合にあつては、三月末日）」と読み替えて、適用する。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十五年七月末日までの間（以下「経過期間」という。）における新規則第五条の五の適用については、同条中「六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）」とあるのは、

「

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。）

七 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証（条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。）（以下「旧特定ガス・基準量検証」という。）

」

とする。

4 経過期間における新規則第五条の六第一項に基づく申請、新規則第五条の七第一項に基づく登録及び同条第三項に基づく通知について

は、新規則別記第二号様式、第二号様式の四及び第二号様式の五にかかわらず、この規則附則別記第一号様式から第三号様式までによるものとする。

5 施行日前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の五第一号に規定する特定ガス・基準量検証の登録区分（以下「旧一号区分」という。）で検証機関の登録（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第八条の六第一項の規定による登録をいう。以下同じ。）を受けた者は、施行日において、附則第三項の規定により読み替えられた新規則第五条の五第七号の旧特定ガス・基準量検証の登録区分（以下「暫定七号区分」という。）で検証機関の登録を受けた者とみなす。

6 知事は、前項の規定により暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者とみなされた者があるときは、その旨及び次の事項を公示するものとする。

一 登録検証機関の登録番号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

二 検証業務を行う営業所の名称及び所在地

三 旧一号区分の登録年月日

7 暫定七号区分での検証機関の登録の申請の期限は、平成二十二年六月末日までとし、条例第八条の六第三項の規定にかかわらず、暫定七号区分での検証機関の登録の更新を行うことができないものとする。

8 第五項の規定により暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者とみなされた者については、検証機関の登録の日は旧一号区分で検証機関の登録を受けた日とし、条例第八条の六第三項の規定にかかわらず、暫定七号区分での検証機関の登録の更新を行うことができないものとする。

9 この規則の施行日前に、旧一号区分で検証機関の登録の申請を行った者であって、検証機関の登録を受けていないものについての当該申請は、暫定七号区分での検証機関の登録の申請とみなす。

10 経過期間における新規則第五条の十一第一項の適用については、同項中

「

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。） 第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証

業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

」

とあるのは、

「

六 優良事業所基準への適合の検証（第二区分事業所の検証に限る。） 第二区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者（同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者を除く。）

七 旧特定ガス・基準量検証 旧特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する旧特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

」

とする。

- 11 施行日前に、旧一号区分で旧規則第五条の十一第一項の規定による登録（以下「旧検証主任者登録」という。）を受けた者は、施行日において、暫定七号区分で新規則第五条の十一第一項の規定による登録（以下「新検証主任者登録」という。）を受けた者とみなす。
- 12 この規則の施行日前に、旧一号区分で旧検証主任者登録の申請を行った者であって、旧検証主任者登録を受けていないものについての当該申請は、暫定七号区分での新検証主任者登録の申請とみなす。
- 13 施行日前に、旧一号区分の検証業務に関する講習会を修了した者が、知事が実施する追加検証業務（新規則第五条の五第一号に規定す

る特定ガス・基準量検証（以下「新一号区分」という。）の検証業務のうちから旧一号区分の検証業務を除いたものをいう。以下同じ。）に関する講習会を修了したときは、施行日において、新一号区分の検証業務に関する講習会を修了した者とみなす。

14 新一号区分で検証機関の登録を受けた者にあつては当該新一号区分に加えて暫定七号区分で検証機関の登録を受けた者と、新一号区分で新検証主任者登録を受けた者にあつては当該新一号区分に加えて暫定七号区分で新検証主任者登録を受けた者と、それぞれみなす。
（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

15 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第七十五号）を次のように改正する。

附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 新規規則第五条の十一第一項の規定は、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間にあつては、同項第二号及び第四号中「十件」とあるのは「五件」と読み替えて、適用する。

附 則（平成 23 年規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十八年九月末日までの間におけるこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）第四条の二十一の二十一第二項の適用については、同項中、

「
四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除
」

とあるのは、

「
四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたものから申請（一般管理口座の開設に係るものに限る。以下この項において同じ。）がある場合 免除

ア 一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号におい

て同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合

イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会から申請がある場合 免除

六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第一号の三に規定する火災共済協同組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合から申請がある場合 免除

七 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会から申請がある場合 免除

八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会から申請がある場合 免除

九 前各号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除

」

とする。

附 則（平成 23 年規則第 105 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の十八の四、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十五及び第一号様式の十八の十七による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 190 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の二十一の七第一項に規定する移転先一般管理口座が知事により登録されている場合においては、当該移転先一般管理口座をこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第四条の二十一の六の二第四項に規定する特定一般管理口座と、旧規則別記第一号様式の十八の九に記載された指定管理口座を同条第一項の規定により関連付けられた指定管理口座とみなす。

3 施行日前に、旧規則第四条の二十一の七第一項に規定する移転先指定管理口座が知事により登録されている場合においては、当該移転先指定管理口座を新規則第四条の二十一の六の二第一項の規定により関連付けられた指定管理口座と、当該移転先指定管理口座への移転元となる一般管理口座を同条第四項に規定する特定一般管理口座とみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の十八の二の乙、第一号様式の十八の九及び第二号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 25 年規則第 99 号）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の十六の改正規定（同条の表一の部（一）の項イ中「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）及び第四条の二十一の十七第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定は公布の日から、第四条の八の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十六第二項及び第三項に規定する第二期削減義務率は、特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあっては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十

六年度までの間である事業所にあつては、該当年度から五箇年度に満たない期間に限り、これらの規定にかかわらず、新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六第一項から第三項までに規定する削減義務率」とあるのは、「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。

附 則（平成 26 年規則第 29 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四条の十八第一項及び第四条の二十一の五第五項の改正規定、第四条の二十四第二項（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）の改正規定、同条第三項（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）の改正規定、第五条の十七第二項及び第十条の改正規定、別表第一の三に備考を加える改正規定、別記第二号様式の三の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - 二 第四条の九、第四条の九の二第二項並びに第四条の十七第一項及び第二項の改正規定、第四条の十八の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の十三第一項の改正規定、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える改正規定、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同条第四項並びに第四条の二十一の十四及び第四条の二十一の十八の改正規定、第四条の二十四第二項第二号にただし書を加える改正規定、同条第三項第三号にただし書を加える改正規定、第四条の二十五及び第五条の十七第一項の改正規定、附則に一項を加える改正規定、別表第一の改正規定、別記第一号様式の十の次に一様式を加える改正規定並びに別記第一号様式の十二の次に二様式を加える改正規定 平成二十七年四月一日

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定又はこれらに関し必要な手続その他の行為は、平成二十七年四月一日以前においても、新規則の例によりすることができる。

（経過措置）

- 3 平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る基準排出量につい

附 則（平成 27 年条例第 63 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号、第七十八条、第七十九条第四号並びに別表第二 四の項及び二十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、この条例の施行の日前にあった同項の事業所区域の変更に相当するものについても適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ては、新規則第四条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 平成二十二年度から始まる削減計画期間の各年度の温室効果ガス排出量の算定方法については、新規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新規則第五条の十七第一項中「第四条第一項ただし書又は第四条の八第二項第二号」とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては、「第四条第一項ただし書」とする。

6 から 13 まで （略）

附 則（平成 27 年規則第 112 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定地球温暖化対策事業者が平成二十七年度に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の二十五の規定により把握し、及び同条例第六条第七号の規定により地球温暖化対策計画書に記載する平成二十六年度のその他ガス年度排出量に係る温室効果ガスである物質は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成二十二年度から始まる削減計画期間に関する温室効果ガス排出量の算定に用いる地球温暖化係数は、新規則第三条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「該当した年度（）」の下に「事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあっては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。」を加える。

附 則（平成 28 年規則第 30 号）

附 則（平成 28 年条例第 55 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の十一の改正規定は公布の日から、第五条の二十一及び第百六十条の二の改正規定は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の十八第一項第一号の規定は、施行日の属する年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第一号に該当した特定地球温暖化対策事業所について適用する。
- 3 改正後の条例第五条の十八第一項第二号の規定は、施行日の属する年度の前年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があった特定地球温暖化対策事業所について適用する。
- 4 改正後の条例第五条の十八第一項第三号の規定は、施行日の属する年度の前年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第三号に規定する期間の最後の年度に該当した特定地球温暖化対策事業所について適用する。
- 5 改正後の条例第五条の二十一第一項の規定は、同条の改正規定の施行の日前に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた指定地球温暖化対策事業所（同日前に、この条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第五条の二十一第三項の規定による指定管理口座の開設の申請がなされた指定地球温暖化対策事業所を除く。）についても適用する。
- 6 第五条の二十一の改正規定の施行の日前にされた改正前の条例第五条の二十一第三項の規定による申請に係る同条第四項及び第五項の適用については、なお従前の例による。
- 7 改正後の条例第八条の六第二項ただし書の規定は、登録の有効期間

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第一号様式の四の四、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、第二号様式の六、第二号様式の十二、第二号様式の十三及び第八号様式の乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年規則第 116 号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条の八第一項第二号及び第三号の改正規定並びに第四条の十一の改正規定は公布の日から、第四条の二十一の三の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の四第一項から第七項までの改正規定、同条第八項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）、第四条の二十一の五の改正規定、第四条の二十一の六の改正規定（「第五条の十第二項」を「第五条の十第三項」に改める部分を除く。）、第四条の二十一の八の改正規定、第四条の二十一の十一の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の十七の改正規定、第四条の二十一の十九第一項の改正規定（「別記第一号様式の十八の十六」を「別記第一号様式の十八の十五」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「別記第一号様式の十八の十七」を「別記第一号様式の十八の十六」に改める部分を除く。）、別記第一号様式の二の改正規定、別記第一号様式の三の改正規定、別記第一号様式の十八の二の甲を削る改正規定、別記第一号様式の十八の二の乙の改正規定、別記第一号様式の十八の三の改正規定、別記第一号様式の十八の四の改正規定、別記第一号様式の十八の八の改正規定及び別記第一号様式の十八の十七の改正規定（同様式を別記第一号様式の十八の十六とする部分を除く。）は平成二十八年十月一日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第一号様式の十八の六の二、別記第一号様式の十八の十及び別記第一号様式の十八の十二中「第 4 条の 21 の 4 第 5 項」とあるのは、施行日から一部施行日までの間にあっては、「第 4 条の 21 の 4 第 7 項」とする。
- 3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第五十五号）附則第五項の規定による通知は、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第一号様式の十

の満了の日が平成二十八年三月三十一日以後である同条第三項の更新の登録について適用し、当該満了の日が平成二十八年三月三十一日前である場合については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八の三による管理口座開設通知書により行うものとする。

4 新規則第四条の二十一の五第五項の規定にかかわらず、前項の規定による通知は、当該通知に係る指定管理口座の口座管理者にも行うものとする。

5 新規則第四条の二十一の八第五項の規定は、平成二十七年度から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当の申請について適用し、平成二十二年度から始まる削減義務期間に係る振替可能削減量等の義務充当の申請については、なお従前の例による。

6 新規則第四条の二十一の十一の規定は、平成二十七年度から始まる削減計画期間に係る超過削減量の発行について適用し、平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る超過削減量の発行については、なお従前の例による。

7 新規則第四条の二十一の十一の二第二項の規定は、平成二十七年度から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当について適用し、平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当については、なお従前の例による。

8 新規則第四条の二十一の十九第一項の規定は、一部施行日前に口座簿利用者番号又は暗証番号の通知を受けていない口座名義人又は口座管理者について準用する。

附 則（平成 28 年規則第 206 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前に行われた平成二十七年度の状況の変更に係る都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の十四第一項の規定による申請については、同日以後に当該申請があったものとみなして、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第三条の六の規定を適用する。

附 則（平成 28 年規則第 215 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成二十七年度以後のその他ガス年度排出量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の二十五に規定するその他ガス年度排出量をいう。）について適用する。

附 則（平成 29 年規則第 116 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 72 号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 43 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条の十六第三項、第四条の二十一の六及び第四条の二十一の十七の改正規定、第八条の二（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）の改正規定並びに第八条の六第二項第一号（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）の改正規定は公布の日から、第四条の七、第四条の八、第四条の十九、第四条の二十一の四、第四条の二十六、別表第一、別表第一の三の二並びに別記第一号様式、第一号様式の五及び第一号様式の六の改正規定は平成三十一年四月一日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十二第三項の規定（新規則第四条の十三第一号又は第二号において適用する場合を含む。）は、算定の対象となる年度が平成三十二年度以後である環境価値換算量又はその他削減量に係る換算を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が平成三十一年度以前である環境価値換算量又はその他削減量に係る換算を行う場合については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するもの新規則第四条の十六第四項及び第五項に規定する第三期削減義務率は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる期間に限り、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六各項に規定する削減義務率」とあるのは、同表一の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては「第四条の十六第二項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる割合」と、同表二の項及び三の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。

事業所の種類	期間	割合
一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新	該 当 年 度 か ら 起 算 し て 六 年 度 目 の 年	新規則第四条の 十六第二項の表 の上欄に掲げる 事業所の種類に

指定事業所」という。)にあっては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所(事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。)が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。以下「該当年度」という。)が平成二十三年度から平成二十六年までの間である事業所	度から五箇年度に満たない期間	応じ、当該中欄に掲げる割合
二 該当年度が平成二十八年度から平成三十一年度までの間である事業所	該当年度から五箇年度に満たない期間	新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合
三 該当年度が平成三十二年から平成三十五年までの間である事業所	該当年度から平成三十五年までの期間	新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合

4 新規則第四条の十九第五項の規定は、平成二十七年四月一日から一部施行日前までの間にあった状況の変更に係る都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更についても適用する。

5 (略)

6 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式、第一号様式の五、第一号様式の六、第三号様式、第三号様式の二、第三号様式の三、第三号様式の四、第四号様式、第五号様式、第五号様式の二、第五号様式の三、第五号様式の四及び第五号様式の五による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和2年規則第99号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 128 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 236 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし（中略）、附則第十二項、別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第一号様式の四の四、第一号様式の十、第一号様式の十の二、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、第一号様式の十八の三、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の六、第一号様式の十八の八、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十四、第一号様式の十八の十六、第一号様式の十八の十八、第一号様式の十八の十九、第二号様式の五、第二号様式の六、第二号様式の十二、第二号様式の十三（中略）までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 （略）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第一号様式の四の四、第一号様式の十、第一号様式の十の二、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、第一号様式の十八の三、第一号様式の十八の五、第一号様式の十八の六、第一号様式の十八の八、第一号様式の十八の十一、第一号様式の十八の十四、第一号様式の十八の十六、第一号様式の十八の十八、第一号様式の十八の十九、第二号様式の五、第二号様式の六、第二号様式の十二、第二号様式の十三（中略）までによる用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年規則 24 第号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則 214 第号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 49 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 142 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下、「施行日」という。）から施

附 則（令和 5 年条例第 86 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行

する。ただし、第五条の十一第四項並びに第五条の十三第一項及び第三項の改正規定並びに第五条の十五に二項を加える改正規定並びに附則第八項から第十四項までの規定は公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

8 公布日前にされた旧条例第五条の十三第三項又は第四項の規定による申請に係る同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

9 令和二年度から令和五年度までの間に知事が旧条例第五条の十三第一項第二号アに定める量を基準排出量として定めた特定地球温暖化対策事業所であって、規則で定める事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は旧条例第五条の七第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

10 知事は、前項の申請を適当と認めるときは、同項に規定する期間の基準排出量を、規則で定める量に変更するものとする。ただし、同項の申請について虚偽があったときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があったことが判明したときも同様とする。

11 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

12 令和五年度までに新条例第五条の十三第一項第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所であって、知事が旧条例第五条の十三第一項

行する。ただし、第四条第一項第一号オ、第四条の十三第一号、第四条の十四第一項、第四条の十六第二項及び第四条の十七第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（別表第一の三の二を別表第一の三の三に改める部分を除く。）、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定、第四条の十八第二項第四号、第四条の二十第五項、第四条の二十一の八第三項第二号、第四条の二十一の九及び第十三条の六第一号の改正規定、別表第一の三の改正規定（同表都内削減量の部対策の実施の項を削る部分及び同表を別表第一の三の二とする部分を除く。）並びに別表第一の三の二の改正規定（同表を別表第一の三の三とする部分を除く。）並びに附則第四項及び第十五項から第二十二項までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

4 施行日前にこの規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の十七に規定する方法で決定した基準排出量については、新規則第四条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第 86 号、以下「改正条例」という。）附則第九項及び第十二項の規定により基準排出量の変更を申請する場合にあつては、この限りでない。

15 改正条例附則第九項の規則で定める事業所は、燃料等の供給を主たる事業とする事業所とする。

16 改正条例附則第九項の規定による申請は、令和六年四月一日から同年九月三十日までの間に、知事が別に定める様式により知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

17 改正条例附則第十項の規則で定める量は、新規則第四条の十七第二項ただし書に規定する特定温室効果ガス年度排出量に基づき同項本文の規定により算定する量とする。

18 改正条例附則第十一項の規定による通知は、知事が別に定める通知書により行うものとする。

19 改正条例附則第十二項の規定による申請は、令和六年四月一日から同年九月三十日までの間に、知事が別に定める様式により知事が必要

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
※詳細な算定方法については今後ガイドラインに掲載予定

○特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
※詳細な算定方法については今後ガイドラインに掲載予定

第二号に定める量を基準排出量として定めた事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は新条例第五条の十三第一項第三号に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

13 知事は、前項の申請を適当と認めたときは、同項に規定する期間の基準排出量を、新条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する量に変更するものとする。ただし、前項の申請について虚偽があったときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があったことが判明したときも同様とする。

14 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

と認める書類を添えて行わなければならない。

20 改正条例附則第十四項の規定による通知は、知事が別に定める通知書により行うものとする。

21 改正条例附則第十項又は第十三項の規定の適用を受ける事業所に係る義務履行期限及び知事による超過削減量の発行については、新規則第四条の九及び第四条の二十一の十一の規定を準用する。

22 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中「早い年度」の下に「又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度」を加える。